

第8回北広島市行財政構造改革委員会

と き 平成16年6月7日(月) 15:00から
ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報告事項
 - 15年度委員会審議のまとめについて 資料1
 - 16年度の市の改革推進体制について 資料2
 - 16年度事務事業評価の実施要領について 資料3
- 3 協議事項
 - 市民参加に関する条例の制定に向けた具体的プロセス・手法について
- 4 その他

行財政構造改革委員会の 15 年度審議のまとめ

行財政構造改革の推進方針における検討項目

市民参加・協働に関すること

市民との協働社会の実現に向けて、行政施策に対する意見提出手続きなど、市民が行政に参加するルールの制度化や市民活動等への支援や協働のあり方の基本方針策定に向けての検討・整理を行う。

また、市民参加の前提には、市民と行政との情報の共有化が必要なことから、情報施策の充実を図り、積極的に、わかりやすい行政情報の提供や公開に努める。

主な検討事項

市民参加に関する条例の制定に向けた具体的プロセス・手法の整理・検討

NPOやボランティアなどとの協働の指針の策定などに向けた検討

インターネットなど情報基盤整備の充実や、わかりやすい行政情報の提供方法など、行政情報の共有化のあり方の検討

委員会での主な意見

今は、政策創造型というか、市民参加型の市民活動が出てきている。だから、行政は、やはりそういった市民活動と議論もしていかなければならないし、また、対等に向き合っていないといけないという政策の中で、それを大いに生かしていかなければならない。

市民が今のように非常に幸せで、市には何も言わなくても、一定の税金を払っていると、ある一定の公共サービスが受けられるから、市民参加の議論があまり進まない。しかし、これから5年、10年を見据えて、修羅場がくることを考えて、修羅場が来た時に本当にどういう市民参加が必要かというような、ある程度、修羅場を考慮した案を作成していった方が、長期的には生きてくるのではないか。

市民参加・協働は、どういう公共サービスを提供するかを決定するためにあると考えられる。そのときに必要なのは、市民にそれなりに税金等を払ってもらうことである。ある程度お金を払って初めて、行政サービスが本当に必要かどうかを判断してもらうことが市民参加ではないか。経済学的な発想だと、その上で優先度の高い良い公共サービスを選択していけば、それが市民参加・協働ということになる。

市民との協働社会の実現に向けての目的が明確にはわからない。必要な公共サービスを見つけるためなのか、協働によって行政コストを削減するためなのか、この辺の意味が整理できていないような気がする。市民の参加意識は、市民の考えを取り入れて、それを実現するようなものにしないと、生まれてこない。興味ある形にしないと、市民は反応しないのではないかな。

NPOに委託する時に、行政の側がどうも安上がりだという意識が強い。すごくいい仕事をしているNPOがあって、行政がやる仕事よりはNPOの方がはるかにいい仕事ができる、だから委託するというのならいいが、何だかよくわからないNPOに委託して、行政コストが浮きましたという話になってしまうと、市民サービスの的にどうなのかということが時々ある。政策効果がNPOに委託することによって発揮できるような局面をやはりもう一方で見なければならぬし、コスト論だけではいけない部分があるのではないかな。

図書館で活動している市民団体のように、図書館の仕事に関する知識もあり、図書館の仕事をやってみたいという団体に委託するのは非常に意味がある。安上がりになるだけではなく、サービスの向上にもつながるような形での市民参加が必要である。NPOだから委託するというのではなく、内発的に活動しているグループに委託することは非常にいいと思う。

行政に集中している情報を市民に提供して、情報を共有することが、市民参加の前提になる。そうしないと対等な議論はできない。

市民参加は、情報を提供するだけでは生まれてこない。将来のプロジェクトのメニューを示すとかが、プロセスや市民負担を示すようなことをしないと、参加は生まれてこない。たとえば、新税の負担は1年間で三千円程度になるというように、お金で示すと、反応度が全然違うと思う。

これからの自治体は、厳しい財政中で施策を選択し、集中していくことになる。その中で、市民ニーズをどう把握し、反映していくのか、市民活動をどう施策に取り込んでいくのか、仕事をどう再配分していくのか、そういうことが段々出てくると思う。しばらく時間がかかる作業だと思うが、そういう作業を経ないと市民参加が実質的なものにはならない。行政は、そのために市民参加や協働の条件整備をしなければいけない。その一つが、市民と行政が情報を共有するための情報公開であると思う。

NPOへの委託については、まだ良さを生かしきれていない面がある。しかし、NPOは情報や実態をすごく持っているので、行政にはない情報やノウハウをNPOやボランティア団体、市民団体から引き出してほしい。それを行政サービスに生かすと、市民にとって身近できめ細かいサービスを効率よく提供できると思う。

NPO活動で一番ネックになっているのは、活動場所である。集まって活動する場所がほしい。情報やノウハウのやり取りをきめ細かにできるような窓口が1本あるだけでも、ずいぶん違うと思う。

「推進方針」の中にNPOやボランティアとの協働とあるが、すべてのNPOが「善」であるという時代ではない。マルチ商法に近いものであったり、宗教活動が入っていたり、いろいろなNPOがある。NPO法人に委託した場合は、ちゃんとしたサービスを提供しているかどうかを、行政が厳しくチェックしなければいけない。

財政健全化に関すること

市民生活に必要な一定の行政サービスの水準を保つためには、財政の健全性を維持することが重要である。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に検討する。

また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を検討する。

主な検討事項

財源確保のための方策や市債発行のあり方など財政の健全性維持のための方策の検討

各種行政サービスや公共施設などの利用に係る受益と負担のあり方についての検討

各種団体や事務事業に係る補助金・交付金のあり方についての検討

民間の資金やノウハウを活用する PFI の導入などの検討

委員会での主な意見

収納率が 80 数%（国保）であれば、この収納率を上げる工夫をいろいろ検討する余地がたくさんある。徴収方法の改善などに全力で取り組まないと収納率は上がらないし、そういったことを考えて、こつこつと取り組んでいかなければならないのではないかと。

歳入面では、減免の基準も見直したほうが良いと思う。また、税や保育料の未納がまだ多いので、知恵を出したり、人を使ったりして、もっと滞納整理に努力すべきである。

一般会計の繰入については、法定外繰入が年度によってかなり大きく変化している。法定外のものでいろいろと入ってくるとなると、そこでの負担の適正な見直しなどが必要になるのではないかと。

財源確保の方策として企業を招くという発想が必要なのではないかと。ただし、招いたとしても、企業に超過課税を強く求めるとやはり逃げていってしまうので、今後の財政を確保していく上で、企業というものをあるいは、法人をどこに位置づけていくのかということが課題である。

一部事務組合について、これは違う方法でできるのではないかと。一部事務組合でやっていることを民間委託にしたいとか、できないだろうかと検討しているところもある。

《補助金・交付金》

補助金の審査については、中立的な審査会を設け、最終的に優先度を北広島市民に決めてもらう、すなわち審査会を通じて評価してもらわない限りは、なかなか決まらないのではないかと。

公募型補助金については、なかなか行政で分からないようなニーズがあったりするのが必要である。ただその時に、特定の団体だけが知っているというようなことでは困るわけで、情報公開の徹底が必要である。

公募型補助金について、補助金は本当にあげるべきだと思うところにあげるべきなのに、手を上げた人はもらえるけれども、手を上げない人はあげないという公募型にするのでは、やはり問題があるのではないかと。スクラップするのはいいが、ビルドする時に公募型に制限するのではなくて、もうちょっと行政の広い範囲から手を上げない人にもちゃんと補助する配分を取っておかないと問題が起きる。

公募型補助金は、公正に審査しなければならないので、きちんとした審査基準等が必要である。また、特定の人しか情報を知らないというのは不公平なので、情報を徹底して流さなければいけない。

《受益と負担》

管理コストと使用料の関係について、コストに近づけて使用料を上げていくのか。それとも、使用料に見合うような維持管理によってコストを下げるのか。もっと大きく管理のあり方を変えることによって、使用料をそんなに上げないで管理コストを抑えることができるのかとか、そういう話し合いをもっと丁寧にやった方がいいのではないかと。

現状のままで情報提供をしても、ほとんど見ないでそのままになると思う。市民に反応してもらうためには、たとえば新税を作るとか、公共施設等の使用料を有料にするとか、センセーショナルなアナウンスをしない限り、フィードバックは出てこないと思う。

行政サービスを考えるときには、受益者負担を求めた場合に、そのサービスが利用されるかどうかで判断することができる。市民が、少額でも負担があるのなら利用しないというときは、そのサービスはいらないのかもしれない。市民がどう選択するのかという視点が必要である。

公的サービスには必ず市民の負担が伴うわけではなく、政策的に無料にするという手段はある。ただし、その根拠付けをはっきりさせることが必要である。

施設の使用料については、負担をもう少し求めるというのが基本的に正しい選択だと思う。コスト削減による効率化によって何とか下げられるものは下げることが必要で、ただどんどん上げていくだけではいけない。水道料金を下げました、でも、体育館などの使用料金は上げますとか、行政がアピールする何らかの努力を示さないと行けない。

施設使用料のコスト原価を計算する際には、その管理費・維持費で果たして高いのか安いのかを、行政がきちんと計算してほしい。

使用料・手数料は、算定根拠に基づくだけきちんと徴収されているか、受益者は公平な負担をしているかということが課題である。

手数料・使用料の見直しや一斉改定は、この行財政改革を機会に早い時期にやったほうがいいと思う。この機会を逃すと、緊迫感が伝わらないし、市民が我慢しようという気にもならないと思う。

受益と負担の問題では、たとえば、いつも無料で体育館やパークゴルフ場を利用している人とまったく利用しない人がいることを考えると、無料というのは逆の意味の不公平さを持つのではないか。

市民から見ると、行政サービスはタダというイメージが強い。行政サービスがなければ暮らしていけないこと、それにはコストがかかっていることを、市民に分かってもらうのがまず必要である。また、サービスの質を高めるためには、これだけの負担が必要になるという説明は今まであまりされてこなかったが、今後は、そこから始める必要がある。

北海道の財政再建プランでは、「市町村に対して痛みを伴うような財政再建プランを出すのであれば、たとえば道職員の削減や給与カットのようなものがないと、納得いかない」という市町村長の意見が多く出された。北広島市の行財政改革でも、市民の中からそういった声が出てくる可能性がある。

《財政情報の公開》

どこの自治体でも、財政に関する情報公開が極めて薄い。歳出の前段できちんと情報公開して、理解を得ないと、市民に不満が残る。

このままでいくと、自治体の財政はパンクして成り立たなくなる。そこを市民に分かってもらうことは難しいが、やらなければならない。

市民が分かりやすいような工夫をして、財政のイロハを説明することで、要はこんなに困っているのか、それでは我々も少し我慢しようというところに行き着かなければならないのではないか。

行政運営システムに関すること

行政の効率性や質の高度化及び行政需要の変化に対応するための行政運営や、簡素で効率的な行政組織・人員等のあり方について検討する。

また、多様化する市民ニーズや地方分権に対応した行政サービスなど、行政課題に的確に対応できる人材の育成・確保を推進する。

主な検討事項

行政の守備範囲の検討

簡素で効率的な行政組織の検討

職員定数の適正化や人事制度についての検討

各種事務・手続きなど、行政サービス向上策の検討

人材の育成手法の検討

委員会での主な意見

人件費の関係について、各市町村では財政が厳しいので、人件費自体の切り込み、手当てを止めるなどを行っているが、その対応が必要ではないか。

職員採用については、採用してすぐに仕事ができるということはありませんので、長いスパンで構成していかなければならない。あと10年たって、退職者が増えた時には仕事にならないということになると大変なことになるから、ある程度今の30代の方たちを補充していかなければならないのではないかと。

専門職の配置の充実が求められており、新しい時代に対応した職員を育てていくということも必要である。

今年4月に水道事業法が改正されて、民間委託、民間参入ができるようになった。イギリスなどは民間で行っており、水道事業は排水部分や給水部分、料金などいろいろありますが、個別に分けて民間委託していくと良いのではないかと。

委託の問題は、職員の削減と絡むし質の問題もあるが、発想を変えて、市役所の業務の半分くらいを委託に出すような検討をしなければならない時期に来ているのではないかと。

警察が交通安全の取締りを民間委託する時代であり、税の徴収などの未徴収金などや、もっと細かく言うと、建築の確認審査など技術的な部分も含めて委託を考えなければならない。

利用率が高くなればコストが安いということになる。それはそれで、そこの人達を評価する。そうすると、そのセクションの人たちは、いろいろな事を考えだして、様々なことをやるようになる。コストがそれでいいのかという問題はあるが、そういうことをよく考えるべきだ。

体育館の利用でいうと、小さい町ではスポーツクラブに委託する町が出てきている。ノウハウを委託するとか、ただの清掃とか設備管理の委託ではなくて、いろいろな手法がいま出てきている。

施設の利用については、西の里や大曲の人たちがどのくらい利用しているのかなど、それを高めるためにどう考えるか、それは職員が考えるのか、例えばアウトソーシングしてプロに任せればもっと集客が図れるということもできる。それがもっと大きく考えれば、まちが大きくなり人口も増えて、税収が増えるということになる。北広島市内に住んでいても地区ごとにあそこの地区は体育館がある。あそこは図書館がいいということになれば地区問題の解消が図れるのではないか。ネックは3地区に分かれているのをどうするかということだ。

市民側から見ると、サービスやいろんな部分の民営化や委託化が進み、財政状況もほとんど義務的経費など管理部門ばかり大きく、事業の予算がすごく小さくなってきている。このようにして民間に出して、小さな政府という感じの自治体を目指す中で、自分たちもスリム化していますという所を、ある程度見せていかなければいけないのではないか。

行政がスリム化することはいいが、スリム化し過ぎても困る。コンピュータでどんどんスリム化をやると、行政が空洞化して行ってやはり危険だと思う。高齢者の方が役所へ行った時に、対応してくれる人がちゃんといないと困る。要するに、外部委託で効率化でどんどんやられるよりは、ある程度採算を度外視して、親切丁寧に対応することも必要だ。つまり、外部委託したらやはりマーケットメカニズムの世界なので、採算を考えることばかり拡大していく。行政の無駄というか、おばあちゃんが来たら1時間でも対応してあげて、安心して帰って行っていただく。行政にはそのようなところもある。

今の流れだと、小さくするのが当然だという話だけれども、直営で実施の部分も重要な感じがする。

効率化やスリム化は必要であるが、行政だからこそできている部分もあると思うので、親切的な対応とか、市民の側に立った対応とかを残してほしい。行政は、民間とはマーケットメカニズムが違うと思う。

今までの延長線で行政組織を考えていても、改革はできない。まずサービスを先に考えて、それに合う組織を考えるという逆の発想が必要である。また、民間であれば、忙しい部署に一時的に人を配置することが簡単にできるが、行政ではなかなかできない。そこを突破できるような方法、工夫が必要ではないか。国は縦割行政だが、市役所はもっと横割でできるのではないか。

職員が増えない中でサービスを落とさないようにするには、やはりサービスを基点に職員配置をしていくという視点が必要である。また、委託では、サービスが向上し、経費も削減できたというふうになればいいが、そうならない場合は、委託は逆効果になる。

全体として直営が全く意味がなくなる訳ではない。それぞれNPOに委託する場合の課題とか、アウトソーシングする場合の課題もたくさんある訳で、そういうものを整理していかなければならない。だから、個別の事業を精査する中で考えていかなければならないことである。

北広島市の人員が多いとは思わないが、消防の職員数をどうにかできないだろうか。総職員数に占める消防の割合が高いと思う。消防の本来業務をやりながら、防犯や交通安全等の業務はできないものだろうか。アメリカの調査では、防火活動等はボランティアがしたほうが効果が上がるという結果が出ている。

その他の事項

- 議員の定数について、他市では定数の削減を実施しているが。
- 行財政構造改革は削減だけでは、夢も何も無い。必要な削減とビルドする必要のあるものがあって、はじめて自治体が活性化し、サービス面も向上したりするということに繋がる。そのバランスをどうとるかということが、これからの行財政構造改革の課題にもなる。
- 行財政構造改革は、市役所の職員の意識改革がないと駄目だ。このため職員アンケートではできるだけ多くの職員からの意見提案が望まれるし、折角の機会なので、アルバイトや非常勤の職員に対しても全部やるべきである。

平成16年度 行財政構造改革推進本部の構成

本部職	所 属	氏 名	担当推進チーム	備 考
本部長	助 役	上 野 正 三		
副本部長	企画財政部	市 川 洋 一	政策評価	
本部員	総務部	西 野 隆 夫	財政健全化 (補助金交付金)	担当継続
	市民環境部	滝 本 明	財政健全化 (受益と負担)	担当継続
	保健福祉部	上 村 弘 志	財政健全化 (財源確保の方策)	
	建設部	斎 藤 順 二	行政運営システム改革 (行政の守備範囲等)	
	経済部	池 上 俊 廣	財政健全化 (民間活用・コスト縮減)	
	水道部	赤 沼 正 三	行政運営システム (行政組織・職員定数等)	担当継続
	教育委員会	山 内 平一郎	市民参加・協働	担当継続
	消防本部	中 津 史 郎	市民参加・協働	担当継続
	議会事務局	阿知良 信 夫	行政運営システム (行政サービス向上等)	
本部員 総括事務局	企画財政部	三 上 正 美	(総括)	担当継続
事務局	行財政改革担当	参事 木下信司	主査 大石成司	

平成16年度 行財政構造改革推進チームの構成

(順不同)

推進チーム	部会構成	課長職	主 査 職	スタッフ職	オブザーバー (部長職)
政策評価		木下信司	浜田 薫	尾崎英輝	市川洋一
			徳村政昭	花田秀樹	
			櫻井芳信	川村裕樹	
			中村篤司	高橋陽子	
			八町史郎		
			田中宏明		
			本谷俊成		
	大石成司				
市民参加 ・ 協働		木村公昭	及川幸紀	澤井大輔	中津史郎
		工藤友子	佐藤亮子	櫻井洋史	山内平一郎
			櫻井芳信	三上勤也	
			折原敏宣	福島徹也	
				山田基 笹原拓己	
財政健全化	補助金・交付金検討部 会	佐藤 隆	細川義夫 谷口定己 八町史郎	安田将人	西野隆夫
	受益と負担の検討部 会	川幡博行	秋葉 聡 田中宏明	武田昭彦 奥山俊明	滝本 明
	財源確保の方策検討部 会	安富正史	榎本明嘉 駒形 智	川村裕樹	上村弘志
	民間活用(PFI) ・コスト縮減検討部 会	田中 均	高木良則 小島靖雄	千葉直樹 高橋直樹 花田秀樹	池上俊廣
行政運営 システム改革		三熊秀範			
	行政の守備範囲・民間 機能等活用検討部 会	加藤正人	村上清志 池田憲孝 水口 真	高橋猛博 林 宏樹	斎藤順二
	行政組織・職員定 数・人事制度検討部 会	青山章二	山田隆二 相馬正人	新田邦広 志村 敦 高橋陽子	赤沼正三
	行政サービス向上 方策・人材育成手法検 討 部 会	広吉正則	道塚美彦 登尾義美 川口昭広 仲野邦廣	宮下照太郎	阿知良信夫

推進チーム班長
部会長

北広島市議会 行財政対策特別委員会

名簿

	氏 名	会 派
委員長	小 岩 均	市民クラブ
副委員長	志 摩 克 輔	大志の会
委 員	茶 木 雄 一	平成クラブ
	宮 北 健一郎	平成クラブ
	竹 林 顯	平成クラブ
	岩 佐 繁 樹	市民クラブ
	藤 田 豊	公明党
	中 野 募	日本共産党
	(欠 員)	

開催状況

第1回	平成16年4月23日
第2回	平成16年5月18日

* 月1回程度開催される予定。

平成 16 年度政策評価（事務事業評価）実施要領

1 経過と 16 年度の方針

政策評価は、平成 15 年度に策定した「行財政構造改革の推進方針」において重点項目として位置付けられ、昨年度から事務事業評価に本格的に取り組んでいる。導入初年度は評価対象事務事業 506 の内、255 事務事業を評価した。

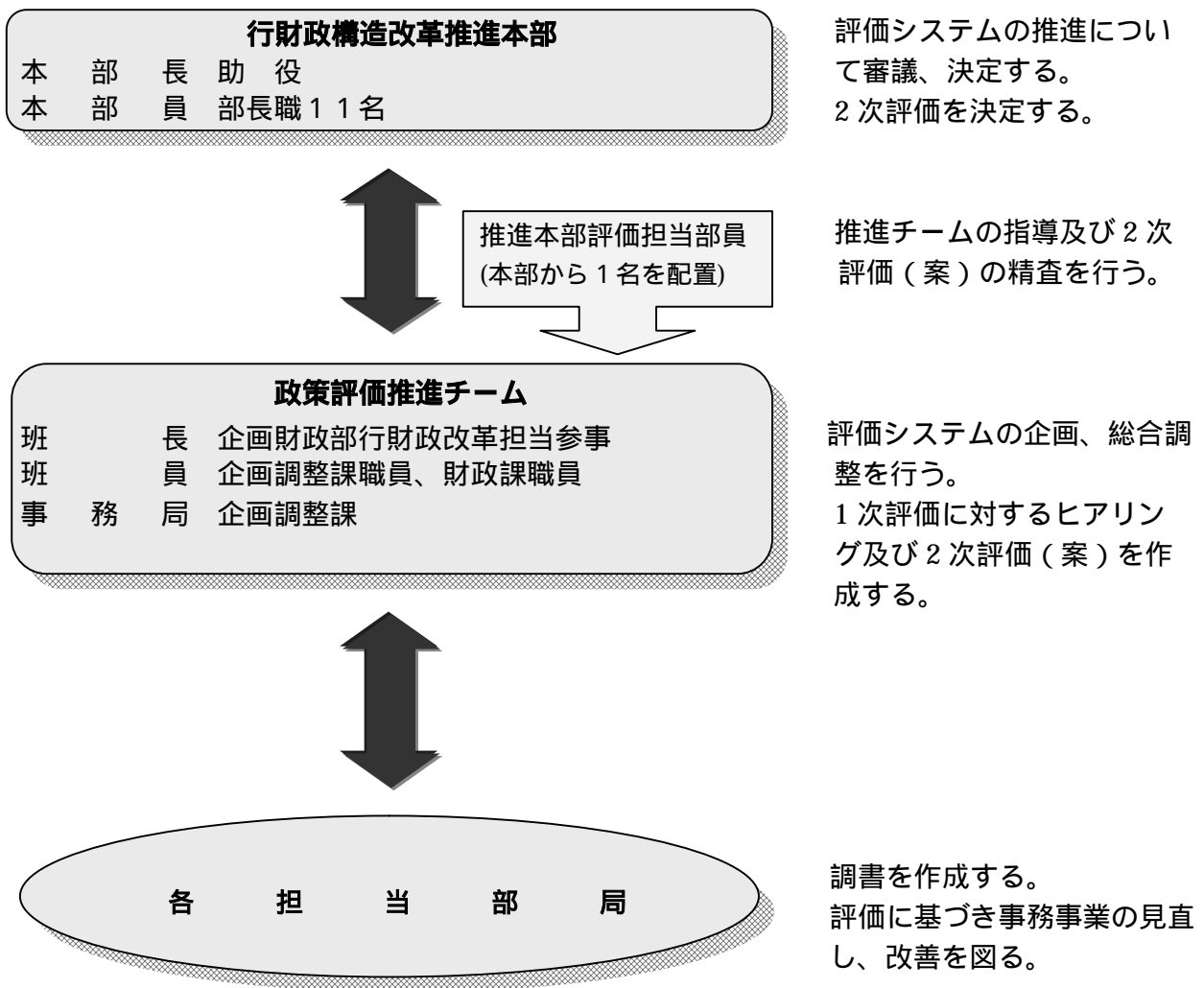
平成 16 年度は、昨年度実施しなかった残りの約 250 事務事業の評価を行う。

2 年目となる本年度は、昨年度に引き続き、予算への反映を図るとともに、17 年度からスタートする第 2 次実施計画の策定にも活用を図っていく。

2 評価推進体制

昨年度と同様の体制で実施する。

評価推進体制図



3 評価の対象

15年度評価しなかった継続事業のすべてを対象とする。(評価対象は、別添一覧表の印のついた事務事業)

17年度にスタートする新規事業は、第2次実施計画に位置付けられている必要があることから、実施計画策定作業とあわせて評価を行う。

4 評価の方法

事後(事中)評価

現在実施している事務事業を行政関与、目的、手段、受益者負担の妥当性や有効性、効率性の観点で評価する。継続用評価調書を使用

事前評価(第2次実施計画策定作業にあわせて実施)

17年度に予定している新規事業を、目的、手段の妥当性や必要性、有効性、緊急性などの観点で評価する。新規用評価調書を使用

行財政構造改革推進本部における検討結果の活用

補助金・交付金等については、別紙1の「補助金・交付金等の評価について」の視点を充分考慮し評価を行うものとする。

行政関与の妥当性を判定する際には、別紙2の「行政の守備範囲の考え方」のフロー図に対象事業を当てはめてみて、事業主体等の妥当性について再点検する。

5 評価調書

評価調書は継続用(別紙3)と新規用(別紙4)の2種類とする。なお、補助金・交付金事業の団体補助等については、相手先の活動内容を明らかにするため、付表(別紙5)を作成し、評価調書に添付するものとする。(付表を添付する事業は、評価対象事務事業一覧表で明示)

6 評価結果の活用

事務事業担当部局においては、評価結果を基に事務事業の改革改善の具体的検討や実施に努めるものとする。

予算編成作業において、施策・事業の選択や重点化等に、評価結果を活用する。

17年度スタートする実施計画策定作業に評価の結果を活用する。

7 評価結果の公表

北広島市ホームページに掲載するとともに、市役所、各出張所等の情報コーナーに備え置き公開する。

8 評価の流れ

1次評価	事務事業を所管している担当課等が自己評価を行い、最終的に部局全体の評価とする。
ヒアリング	政策評価推進チームにおいて2次評価に向けてヒアリングする事業を選別し、ヒアリングを実施する。
2次評価(案)作成	客観性や総合性を確保するため、1次評価とヒアリングを踏まえ、政策評価推進チームにおいて2次評価(案)を作成する。
2次評価決定	行財政構造改革推進本部にて審議し、2次評価を決定する。
情報公開	ホームページ及び冊子(市役所各出張所等に備え置く)で評価結果を公表する。 評価結果を議会に報告する。

9 その他

実施要領、様式、記載要領等についてはポータルサイトの公記録保管所(企画調整課)に掲載しているので、ダウンロードして使用願います。

調書の提出は、課等毎にまとめてメールで提出してください。**(提出期限6月25日)**

提出先：企画調整課 (mail: kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp)

補助金・交付金等の評価について

政策評価の本格導入にあたり、約 500 事務事業を 2 分し、2 カ年にわたって評価することとした。今年度は残りの約 250 事務事業の中に補助金・交付金事業の大半（約 100 事業）が含まれている。

昨年度から行財政構造改革推進本部において検討されてきた「補助金・交付金のあり方」を踏まえ、次の視点で評価することとする。

評価の視点

1 「目的の明確化」及び「効果の測定」

補助金等が何をねらいとし、対象事業や市民生活をどのような状態にしたいのかという行政としての政策的意図を明確かつ的確にする。（客観的にみて公益上必要であること）

また、目的とする効果が現れているか。現れていないとしたら、どこに問題があるのかを検証する。（費用対効果が認められること）

2 公平性の確保

広く門戸が開かれているか、既得権化していないかを検証する。また、補助金等の終期設定が可能かどうかについても検討を行う。（時代のニーズにあった新しい事業へのシフトを可能にする）

3 事業費補助への転換

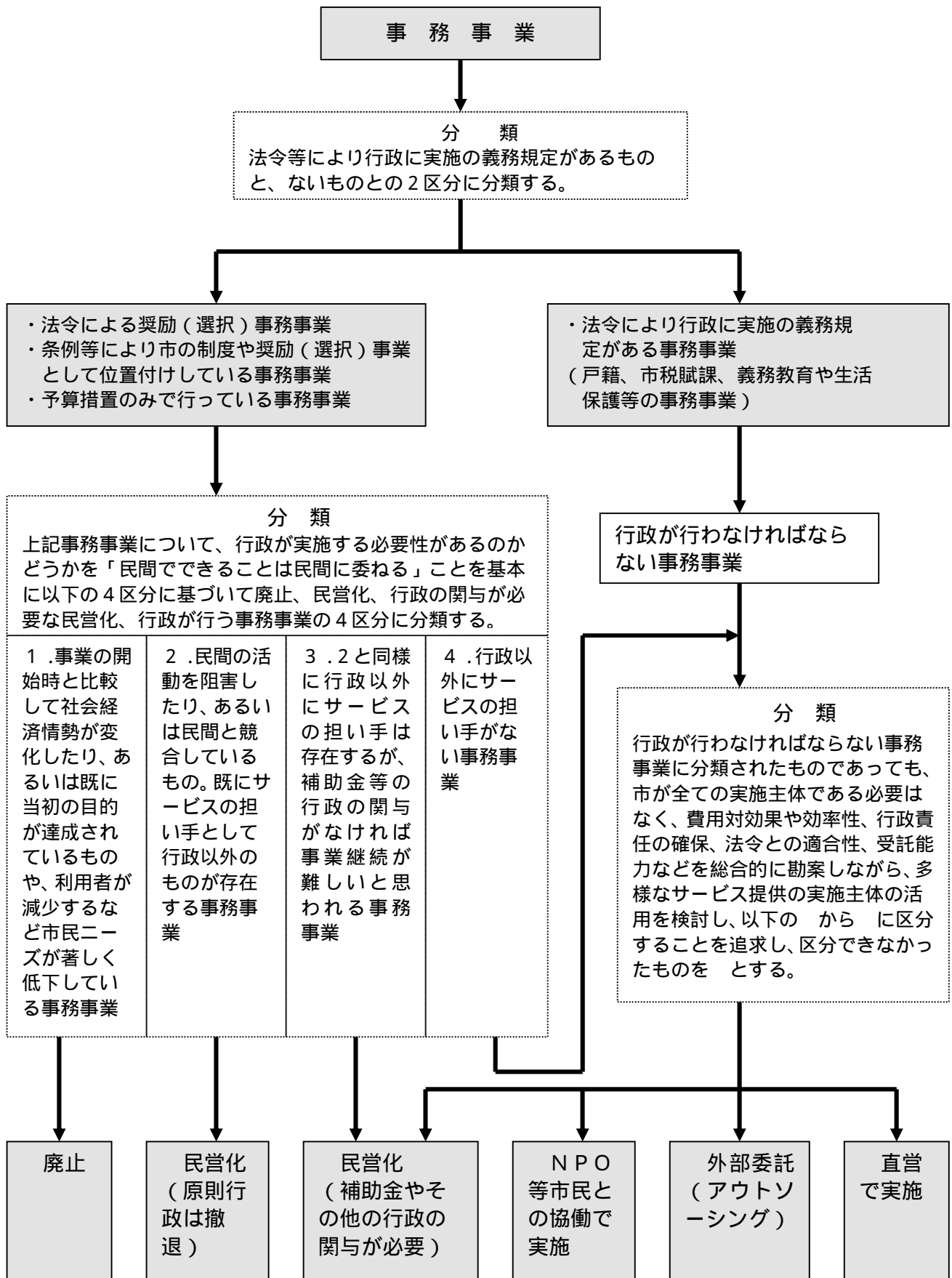
団体補助については、原則として運営費補助を廃止し事業費補助へ切り替える方向で検討を行う。

運営費補助は、団体が公共的、公益的事業を行うにあたり、その団体による実施が不可欠で他に替わる団体がない場合や、新しい団体で運営基盤が弱く一定期間運営費補助が必要とする場合などに限ることを基本とする。（補助金の使途の透明性や適正な執行、団体の自立を助長する）

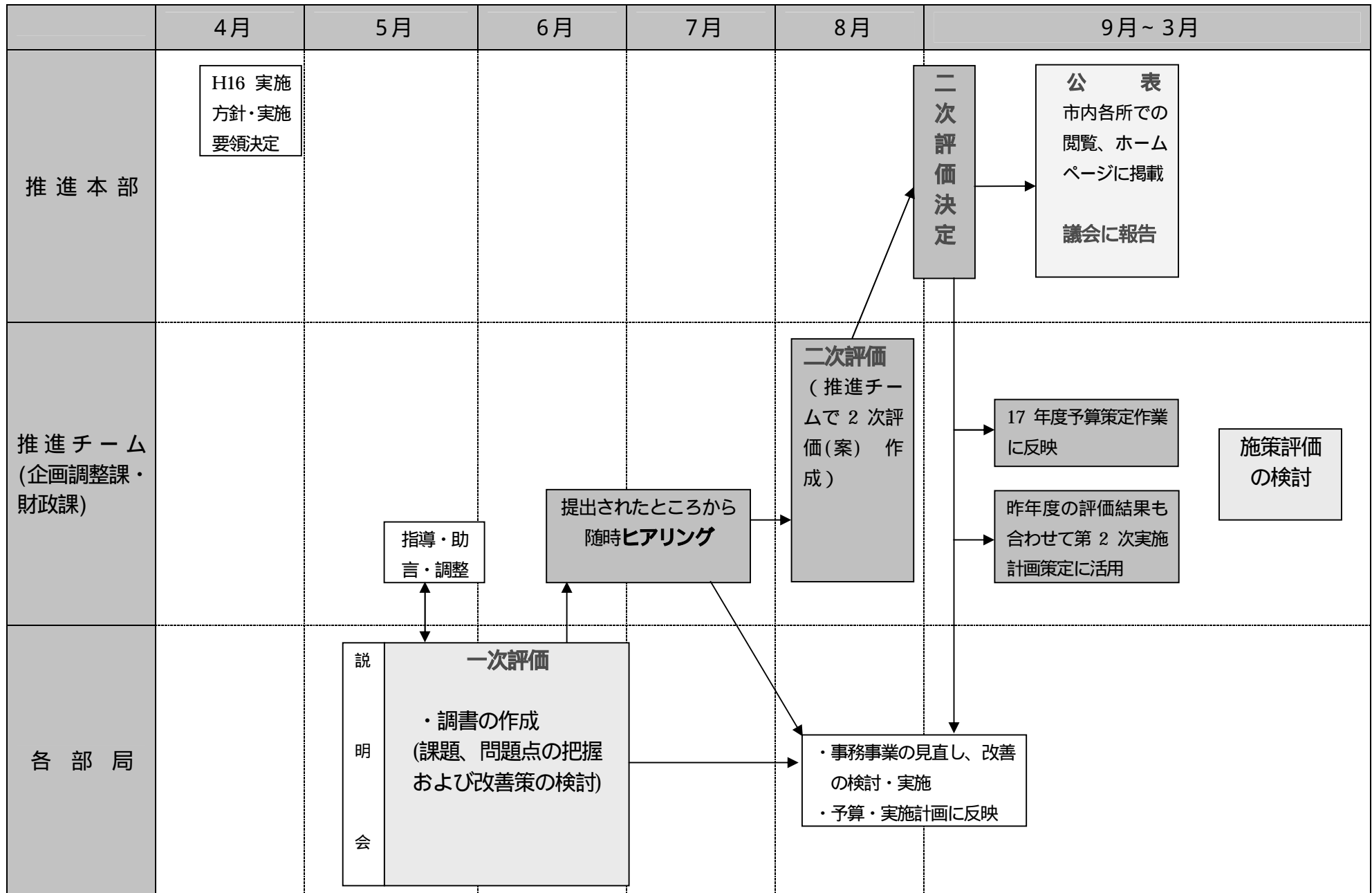
4 団体の自立促進

団体の事務局が市にある場合は、原則として事務局を団体に移管するものとする。また、団体との協議等を通じて、運営や経費の面での自立を促進していく。

行政の守備範囲の考え方



16年度政策評価スケジュール（継続事業）



各課等作業スケジュールと注意事項

日 程	作 業 等	説 明(注意事項等)
5月21日 5月24日	説明会出席	
5月下旬 ～6月下旬	評価調書記入	<p>1次評価までは担当部局の考え方を明らかにすることとなります。各担当者に割り当てて記入した場合でも必ずその内容について課内等で議論し、職員全員が評価にたずさわるようにしてください。</p> <p>市民の視点で具体的なデータに基づく客観的な評価を心がけてください。実態よりも良く見せる評価はしないでください。</p> <p>評価調書はホームページ等で公表します。誰が見ても分かるような表現を心がけてください。（一般的でない専門用語や外来語は使用しない）</p> <p>評価調書は庁内、議会、市民が情報を共有するための道具となるものです。内容についていつでも説明できるようにしてください。</p>
6月25日	評価調書提出締切	<p><u>企画調整課へ課ごとにまとめて（部局内優先度評価決定後）メールで提出してください。</u></p> <p>締切日以前にすべての調書の作成が終了したときは、すぐに提出願います。随時ヒアリングを行っていきます。</p>
6月末 ～7月末	ヒアリング(課ごと)	<p>政策評価推進チームが、評価調書の提出された課等から随時ヒアリングを行います。（ヒアリングする事務事業は、調書提出後、通知します）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入内容の精査や、担当課の考え方等についてヒアリングします。 ・調書内容に不備がある場合は再度訂正の上、提出を求めることとなります。
8月(予定)	新規事業の評価	<p>第2次実施計画策定作業にあわせて、17年度新規事業の評価を行う予定です。実施計画策定作業の具体的な要領・日程等と整合を図り実施します。</p>

評価対象一覧表から転記

整理番号	1 - 7	事務事業名	市統計協議会補助事業	作成部署	企画部企画課	電話	内線
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 広島 太郎	課長職名	北広 次郎	作成日	平成16年6月
事務事業開始年度	S 42	根拠法令等	自治事務は市独自の判断で取り組む事務で、法定受託事務は本来国や道が実施すべき事務を法律で市が処理することとされている事務です。				
〃 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	国が実施する統計調査において、調査員の確保や調査の精度向上対策として、行政が主導し統計協議会がつけられた。事務事業が始められた経緯や当初の目的などを記入します。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第 3 章)
	節	開かれた市政	(第 5 節)
	施策	行財政運営	(第 4 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	統計協議会会員、統計事務	目的を対象(誰、又は何を)と意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)に分けて記入し、具体的かつ明確にします。
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	会員の統計に関する調査力の向上や情報交換を図ることに対して補助し、統計事務(国の法律で実施される統計調査)を統計協議会の協力を得て、統計調査を円滑かつ効率的に実施する。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等)の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	15年度まで 【統計協議会の活動】 調査員として各種統計業務に従事 視察研修	過去5年間ぐらゐの実施した事業内容を具体的に記入します。(団体補助金等の場合は、その補助金で実施している団体の事業内容を記入)
		16年度 同上	16年度に実施を予定している事業内容を記入してください。(15年度と同じ場合は「同上」と記入)

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(予算)	17年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	200	200	135	135
合計	200	200	135	135	
人件費(概算)	人数(年間)	0.02	0.02	0.02	0.02
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×		180	180	180
総事業費 +				315	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		14年度	15年度	16年度(目標)	17年度(目標)
活動指標(事務事業の活動量や実績)	会員数	47人	45人		
	調査従事延べ人数(会員)	55人	68人		
	調査員必要人数	60人			
	視察研修参加者数	35人	31人		
成果指標(目的の達成度を測るものさし)	統計調査従事率(会員従事者 / 調査必要人数)	91%	65%		
	視察研修参加率(視察研修参加者 / 会員数)	74%			
効率指標(主要活動単位当たりコスト)	会員1人当たり補助金額	4,250円	4,440円	3,140円	3,140円
	(市補助額 / 会員数)				

整理番号 1 - 7	評価対象一覧表から転記	この事務事業を取り巻く社会環境・市民ニーズなどの変化や他市町村の動向などを記入します。
3 評価(チェック)と改善(アクション)		
事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	全道で統計協議会を設置している市町村は35%で、石狩管内では札幌市、浜益村、北広島市が設置している。統計協議会が組織されていない市町村では、その都度調査員経験者に依頼したり、登録制度を採用している。会員の高齢化が他市町村でも進んでおり、調査員の確保がむずかしくなっている。	

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	統計調査のほとんどが法定受託事務であり、行政関与は不可欠で、業務の効率性を高めるため、統計協議会との連携は妥当と考える。	市の役割や守備範囲に合った事務事業なのか、市民、NPO、企業などが役割を担う可能性はないかについて判定し、その説明や改善の方法を記入します。
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	統計業務を円滑かつ効率的に実施する上で、経験豊富な統計協議会への補助は妥当と考える。	設定した目標が、社会経済情勢・市民ニーズなどの変化のなかで、ずれが生じていないか、また、既に達成していないかなどを判定し、その説明や改善の方法を記入します。
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	会員の高齢化が進んでおり、将来的には会の運営に支障を来す可能性がある。市が事務局を行っていることも、「補助金のあり方」を考慮すると改善の余地がある。	より有効な事業内容を検討する。市で行っている事務局を会に移す。今後登録制度の検討も行っていく。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	現在受益者負担がある場合は、減額、増額、基準の見直しの必要がないかを、受益者負担がない場合は、受益者に応分の負担をもとめる必要がないかについて判定し、その説明や改善の方法を記入します。	現在の手段は適切なのか、さらに効率的で効果の上がる方法がないかなどを判定し、その説明や改善の方法を記入します。

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	会員相互の情報交換については、成果があると思われるが、調査力の向上については本事業による効果は不透明である。	資質の高い実務者を継続的に確保していくため、研修などの充実を図る必要がある。 活動指標、成果指標などから、活動量に応じた成果が上がっているかを判定し、その説明や改善の方法を記入します。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	経験豊富な統計協議会との連携による統計調査は概ね効率的と考える。	会の運営に対する補助から事業のみに補助にすることにより、さらに効率性は増す。 事務事業費の推移や効率指標などから、さらにコスト削減の方法がないかなどについて判定し、その説明や改善の方法を記入します。

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

部局内でのこの事務事業の優先度をA・B・Cでランク付けします。(部局内すべての事務事業を概ねAが5割、Bが4割、Cが1割に振り分ける)部局内での施策の重点化等に活用するとともに、全庁的な評価の参考にします。

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	社会全体の高齢化が進む中、統計協議会においても同様で、新たな会員の確保がむずかしい状況となっている。行財政改革の対応として、現在市にある事務局を統計協議会に移行するとともに、調査員登録制度等の導入の検討を行っていく。 「3 評価(チェック)と改善(アクション)」での具体的な分析を踏まえ、事務事業担当部局として総合的な観点から今後の方向性について判定し、その考え方や具体的な改善方法などを記入します。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	統計協議会はこれまで、調査員の確保や統計についての啓蒙などの点で充分役割を果たしてきたが、行財政改革本部で検討されている「補助金のあり方」や会の高齢化などの課題等を考え合わせると調査員登録制度等の導入を検討していく時期に来ている。当面は、運営費補助から事業費補助への切り替えを図るべきと考える。 1次評価やヒアリングを踏まえ、行財政構造改革推進本部が事務事業の今後の方向性を判定し、その説明を記入します。【この欄は記入しないでください】

継続事務事業用 評価調書記載要領

項 目	記 載 要 領
整理番号	別紙評価対象事務事業一覧表から転記してください。(2頁目にも記入)
事務事業名	別紙評価対象事務事業一覧表から転記してください。
事務区分	<p>法定受託事務 本来国や道が実施すべき事務を法律により市が処理することとされている事務。(戸籍、指定統計、生活保護事務等)</p> <p>自治事務 法定受託事務以外の市独自の判断で取り組む事務。</p>
事務事業開始年度	事務事業が開始された年度を記入してください。(総合計画、実施計画の始期ではありません)不明確な場合は昭和 年代などと記入してください。
事務事業終了予定年度	事務事業終了予定年度がある事務事業のみ記入してください。
根拠法令等	事務事業の根拠となる法令、条例、規則、要綱名などを記入してください。
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	なぜこの事務事業が始められたのか、経緯(時代背景やそのときのニーズ)や当初の目的などを記入してください。

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	この事務事業の上位施策である総合計画(実施計画)の(章)(節)(主要施策)を文章と数字で記入してください。(事業が総合計画のどの部分に位置付けられているかを明らかにします)
目的	<p>対象 直接影響を及ぼす対象をできるだけ具体的に記入してください。(人とは限りません)</p> <p>意図 対象をどのような状態にしたいのか、事務事業のねらいは何かなどを記入してください。ここでは、上位施策の目的ではなくこの事務事業の狭義の目的となります。(抽象的な表現は避ける～この意図から成果指標を導きます)</p> <p>窓口業務等の場合は市民等のどんなニーズに応えるかという観点で目的を考えてください。(例)戸籍事務～処理時間の短縮、ミスを少なくする)</p> <p>内部管理事務等は、主に効率化を視点として目的を考えてください。</p>
手段	<p>市が実際に行った(行う)事務事業内容を具体的に記入願います。15年度までの欄は通年実施されている内容又は過去5年程度の内容を、16年度の欄は実施予定の内容を記入してください。(16年度が通年行われている内容と変わらない場合は、同上としてください)</p> <p>団体補助等の場合は、その補助金で団体が実施している事業内容を記入してください。</p>

2 実施(ドウ)

<p>事業費の推移</p>	<p>直接事業費 平成 14、15 年度は決算額、16 年度は予算額、17 年度は予算要求予定額を記入してください。</p> <p>人件費 <u>年間平均人件費×人数</u>で算出してください。1 人当たり年間平均人件費は 14、15、16、17 年度とも 9,000 千円とします。人数(人工)については、この事務事業に従事した(する)年間述べ人数を小数点第 2 位まで計算してください。(<u>正職員 1 人当たりの年間業務量は、1.00 とします</u>)</p> <p>総事業費 直接事業費と人件費の合計額が自動入力されます。</p>
<p>活動指標</p>	<p>(1)定 義 事務事業の具体的な活動量や活動実績を測るための尺度。</p> <p>(2)設定方法 「手段」の記述内容からその事務事業の活動を表すにふさわしい指標を 1 つ以上設定してください。 市が行った活動(例：講習会開催数)のほか、その活動から発生した結果や実績(例～講習会参加者数)なども活動指標とします。 市が団体等に補助金等を交付して実施している事業の場合は、その補助金等による交付先団体等の活動から指標を設定してください。</p> <p>(3)指標値 14、15 年度については実績を、16、17 年度については目標値を記入してください。 別紙活動指標、成果指標設定事例参照</p>
<p>成果指標</p>	<p>(1)定 義 事務事業を実施することによって目的がどの程度達成されたかを測るための尺度。</p> <p>(2)設定方法 「目的」の「意図」からキーワード(動詞)を抜き出し、指標的表現に置き換えてください。(「参加してもらう」「参加率」) できるだけ定式化してください。(参加率 = 参加者数 / 対象者数) 成果指標がうまく設定できないときは、目的の「意図」が抽象的な表現になっていたり、目的が上位施策の目的になっている場合があります。再度目的を考えてみてください。 指標が設定できても数値化が困難なものについては、把握可能な代替指標の設定を検討してください。代替的な指標の設定も困難と思われる場合は、成果指標の考え方を「指標」欄に記入し、「指標値」の欄に「今後データ蓄積」「要アンケート」などと記載してください。</p> <p>(3)指標値 16、17 年度については、目標値を記入してください。 別紙活動指標、成果指標設定事例参照</p>

効率指標	<p>(1)定 義 事務事業の効率性を測る指標。</p> <p>(2)設定方法 主要活動 1 件当たりの費用を記入してください。基本的には総事業費÷活動指標値で算出しますが、独自の計算方法で算出しても結構です。 (例～市民 1 人当たり、参加者 1 人当たり、利用者 1 人当たり、1 団体当たり、許可 1 件当たり、広報紙 1 部当たり、㎡当たりなど)</p>
------	---

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	<p>社会環境・市民ニーズなどの変化や今後の動向を把握することにより、事業の必要性や妥当性の判断材料とします。</p> <p>他市町村と比較できる事務事業は、できるだけ数値データ等で他市町村の状況や動向を記入してください。</p>
【妥当性の評価と改善の方法等】	
行政関与の妥当性	<p><u>実施要領の別紙 2「行政の守備範囲の考え方」に当該事業を当てはめてみて、市の役割や守備範囲について点検し、判定欄にチェックを入れてください。</u></p> <p>「適切」にチェックした場合も、「判定の説明や課題」欄にその説明を記入してください。少しでも改善の余地がある場合は「改善の余地あり」にチェックし、「判定の説明や課題」欄と「改善の方法」欄の両方を記入してください。</p>
目的の妥当性	<p>社会環境・市民ニーズなどの変化や今後の動向予測から、設定した「対象」や「意図」が妥当かを検討し、判定欄にチェックを入れてください。</p> <p>「適切」にチェックした場合も、「判定の説明や課題」欄にその説明を記入してください。</p> <p>少しでも改善の余地がある場合は「改善の余地あり」にチェックし、「判定の説明や課題」欄と「改善の方法」欄の両方を記入してください。</p>
手段の妥当性	<p>目的を達成するための現在の手段は適切なのか、改善の余地がないかを検討し、判定欄にチェックを入れてください。</p> <p>「適切」にチェックした場合も、「判定の説明や課題」欄にその説明を記入してください。</p> <p>少しでも改善の余地がある場合は「改善の余地あり」にチェックし、「判定の説明や課題」欄と「改善の方法」欄の両方を記入してください。</p>
受益者負担の妥当性	<p>現在受益者負担がある場合は、減額、増額、基準見直しの必要がないかを、受益者負担がない場合は、受益者に応分の負担を求める必要がないかを検討し、判定欄にチェックを入れてください。</p> <p>受益者負担が想定できないときは「該当しない」にチェックを入れてください。</p> <p>「適切」にチェックした場合も、「判定の説明や課題」欄にその説明を記入し</p>

	<p>てください。</p> <p>少しでも改善の余地がある場合は「改善の余地あり」にチェックし、「判定の説明や課題」欄と「改善の方法」欄の両方を記入してください。</p>
【有効性と効率性の評価と改善の方法】	
有効性の評価	<p>活動量に応じた成果が上がっているかを判定し、その理由などを「判定の説明や課題」欄に記入してください。</p> <p>成果をさらに上げる余地がある場合は、その方法等を「改善の方法」欄に記入してください。</p>
効率性の評価	<p>事務事業費の推移や効率指標などから手法が効率的かを判定し、その理由などを「判定の説明や課題」欄に記入してください。</p> <p>効率性をさらに上げる余地がある場合は、その方法等を「改善の方法」欄に記入してください。</p>
【事業担当部局内優先度】	
事業担当部局内優先度	<p>部局で所管するすべての事務事業の中で、当該事務事業の位置付けを明らかにするため、重要性、必要性、緊急性などの観点から、優先度をA・B・Cでランク付けしてください。(A・B・Cの割合は概ねAが5割、Bが4割、Cが1割となるように部局内の事務事業を振り分けてください。)</p> <p>部局内での施策の重点化等に活用されるとともに、全庁的な評価の参考にします。</p>

4 総合判定と今後の方向性

<p>【1次評価】</p> <p>事務事業担当部局の総合判定</p>	<p>「3 評価(チェック)と改善(アクション)」での具体的な分析を踏まえ、事務事業担当部局として総合的な観点から今後の方向性について判定し、その考え方や具体的な改善方法等を記入してください。</p>
---	--

以下の欄は事業担当部局の記入は不要です

<p>【2次評価】</p> <p>行財政構造改革推進本部による総合判定</p>	<p>1次評価(事業担当部局の評価)やヒアリングを踏まえ、行財政構造改革推進本部が事務事業の今後の方向性を判定し、その説明を記入します。</p>
--	--

別 紙

活動指標、成果指標設定事例

次に示す活動指標と成果指標の設定事例は、あくまで参考にとどめてください。対象や意図の設定により、全く異なった指標となります。要はこの事務事業が誰を（何を）どのような状態にしたいのか（ねらいは何か）といった、具体的で明確な目的を考え抜くことが指標設定のポイントと言えます。また、日ごろから事務事業の成果を捉えるため、データの入手を心がけることが大切です。

	事務事業名	目的(意図)	活動指標	成果指標	備 考
1	IT講習会	パソコン利用者を増やす。	講習会参加者数 講習会開催数	参加者パソコン習熟度 (参加者数)	
2	道路整備	交通安全 渋滞緩和 バリアフリー化	舗装延長キロ数 整備計画達成度	交通事故発生率 通車時間短縮率 歩道のバリアフリー化率	ハード事業の場合は、進歩率が活動指標になることが多い。
3	広報誌発行	より多くの市民に読んでもらう。 行政情報を活用してもらう。	広報誌発行部数	広報誌読者率 広報誌利用率	アンケートが必要
4	救急救命種加の充実	救急救命種加のスピードアップを図る。	出動回数	救急車の平均到着時間 平均搬送時間	
5	地域イベントの開催	多くの人に参加してもらう。 地域の人々の交流を深める。	来場者数	来場者数 住民参加率	
6	在宅福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの利用者を増やす。	利用者数	在宅福祉サービス利用率 利用者満足度	
7	ボランティア講習会	ボランティア活動をする人を増やす。	開催数 受講者数	受講者数 ボランティア活動者数	
8	戸籍事務	処理時間の短縮 ミスの減少	戸籍謄本発行数 手数料収入額	1通発行に要する平均時間 ミス発生率	
9	生活保護事務	生活保護世帯の自立を促進する	生活保護世帯数	自立率(自立した世帯数/生活保護世帯数)	

この調書は実施計画策定作業時(8月頃)に使用します。そのときに具体的な要領等を通知します。

別紙4

平成16年度事務事業評価調書(新規用)

北広島市

整理番号		事務事業名		作成部署		電話	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名		課長職名	作成日	
事務事業開始年度	17年度	根拠法令等					
" 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(市民ニーズ、住民要望等)							

1 計画(プラン)	総合計画(第1次実施計画)	あり	なし
上位施策との関連 (総合計画での位置付け)	章	(第 章)	
	節	(第 節)	
	施策	(第 施策)	
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)		
	意図 (何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)		
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行う事務事業の具体的な実施内容 (団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	17年度	
		18年度以降	

【費用の推移】

(単位:千円)

区分	17年度		18年度以降予定額	
	実施計画額	予算要求予定額	~ 年度	毎年度
直接事業費	国支出金			
	道支出金			
	地方債			
	その他特財			
	一般財源			
合計	0	0	0	0
人件費 (概算)	人数(年間)			
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000
	= ×	0	0	0
総事業費 +	0	0	0	0

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指標	指標(算式)	指標値	
		17年度目標値	最終目標値
活動指標 (事務事業の活動量や実績)			
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)			

終期のある事務事業はこの欄に18年度以降の総額を記入
 終期のない事務事業はこの欄に単年度の概算額を記入

整理番号

2 評価 (チェック)

【必要性・妥当性・有効性・緊急性の評価】

項目	判定	理由・方法等
市が実施する必要性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	市が実施すべき事務事業である 民間等への移管は可能であるが当面 行政で実施すべきである 民間等で実施すべきである	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	妥当である 概ね妥当である 妥当でない	
手段の妥当性 【目的を達成するための手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切である 他の手法がある 民間等への委託等が可能である 民間等への一部委託が可能である	
受益者負担の必要性 【受益者負担が必要または可能である場合、具体的な方法等を理由等の欄に記入してください】	受益者負担を求める必要がある 受益者負担を求めることは可能である 受益者負担になじまない	
事業の有効性 【事務事業の社会的・経済的効果はどの程度ですか。効果の内容を具体的に記入してください】	十分効果が期待できる ある程度効果が期待できる あまり効果が期待できない	
事業の緊急性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから緊急度はどの程度ですか】	16年度から着手する必要がある 17年度以降の着手も可能である あまり緊急性はない	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

3 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性等
事務事業担当部局の総合的な考え方	実施する 見直しの上で実施する 実施時期を遅らせる 実施について再検討する 実施しない	

以下の欄は記入しないでください。

【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	実施する 見直しの上で実施する 実施時期を遅らせる 実施について再検討する 実施しない	

補助金・交付金 交付先団体等の状況説明書

整理番号	1 - 7
------	-------

【交付先団体等の概要】

補助金・交付金名	市統計協議会補助金		
交付先の名称及び代表者名	市統計協議会 会長 北広 三郎	設立年	昭和42年
構成員(団体)数	45名 (16年3月末現在)		
交付先団体等の活動目的	会員の統計に対する熱意の持続や統計に関する知識の向上を図るとともに、広く統計思想を普及させることにより、統計事業の振興発展に寄与する。		
交付先団体等の活動内容	(1)市が実施する統計調査への協力(15年度:3調査に延べ68名従事) (2)統計業務優良都市の視察研修(15年度: 市視察,参加者35名)		
事務局の状況(15年度)	補助団体にある	市役所にある	
補助金等の充当状況(15年)	運営費のみに充当	事業費のみに充当	運営費・事業費の双方に充当

【交付先団体等の決算・予算の状況】

(単位:千円)

区 分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(予算)	
収 入	本市補助・交付金の額(A)	200	200	135	
	県協会交付金	10	10	10	
	会費	225	215	210	
	諸収入	1	1	1	
	その他(研修負担金)	200	210	200	
	繰越金	50	61	54	
	収入合計(B)	686	697	610	
支 出	研修費(講習会,研究会,視察)	500	480	450	
	旅費	35	45	30	
	負担金	20	20	20	
	会議費	10	12	15	
	役務費	30	40	30	
	その他(予備費)	30	46	65	
	支出合計(C)	625	643	610	
繰越金	収入(B) - 支出(C)	61	54		
全体支出に対する本市補助・交付金の割合(A)÷(C)		32 %	31 %	22 %	
補助・交付金の対象経費(項目)		すべての経費	すべての経費	研修費	
補助・交付金の対象経費(金額)(D)		625	643	450	
対象経費に対する補助・交付金の割合(A)÷(D)		32 %	31 %	30 %	
補助・交付金の算出根拠		平成15年度まで定額。(根拠は特でない) 平成16年度は研修費の30%(行財政改革において団体補助は事業補助の30%以内と規定されたため、その基準に従い上限の30%とした)			

補助金・交付金交付先団体等の状況説明書 記載要領

項 目	記 載 す る 内 容
整理番号	評価調書の整理番号と一致します。
【交付先団体等の概要】	
補助金・交付金名	予算で使われている補助金・交付金名を記入してください。
構成員数（団体数）	団体等の構成員数(団体数)を記入してください。補助金等が親団体に交付され、さらに子団体に配分されている場合は、子団体の団体数と総人数を記入してください。
交付先団体等の活動内容	主な活動内容を箇条書きにし（補助対象外も含みます）、その実績(15年度)についても数値等で簡単に記入してください。
事務局の状況(15年度)	団体事務局を市が担っているかどうかを明らかにします。（平成15年度の状況を記入してください）
補助金等の充当状況(15年度)	補助金等が団体等の活動のどのような経費に充当されているかを明らかにします。（平成15年度の状況を記入してください）
【交付先団体等の決算・予算の状況】	
収 入	平成14、15年度は決算額、16年度は予算額を記入してください。財源内訳の区分は、実態にあわせて区分してください。
支 出	歳出区分が多い場合は、ある程度まとめて分かりやすくしてください。その際、できるだけ運営費と事業費に区分してください。
全体支出に対する本市補助・交付金の割合	団体等の全体支出に対する本市補助金等の割合を明らかにします。 $\text{構成比(\%)} = \text{本市補助金・交付金(A)} \div \text{団体等の支出合計(C)} \times 100$
補助・交付金の対象経費(項目/金額)	補助金等の対象となっている経費の項目（すべての経費、運営費、事業費、その他具体的な経費など）とその金額を記入してください。
対象経費に対する補助・交付金の割合	補助金等の対象となっている経費に対する本市補助金等の割合を明らかにします。 $\text{構成比(\%)} = \text{本市補助金・交付金(A)} \div \text{補助対象経費(D)} \times 100$
補助・交付金の算出基礎	具体的な基準（算出の基礎）を記入してください。

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。
付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。

部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
企画財政部	企画調整課				1 - 1	広域圏組合連携事業		324	
					1 - 2	行政改革推進事業		354	
					1 - 3	政策評価システム構築事業		354	
					1 - 4	総合計画・実施計画の進行管理・策定事務		354	
					1 - 5	地方分権推進事業		351	
					1 - 6	統計事務		353	
					要	1 - 7	北広島市統計協議会補助事業		353
	財政課					2 - 1	財政情報公開事業		353
						2 - 2	予算編成・執行管理事務		354
	まちづくり推進課					3 - 1	コミュニティFM広報事業		353
						3 - 2	サイクルネットワーク構築事業		534
						3 - 3	バス利用環境改善事業		533
						3 - 4	駅周辺まちづくり推進事業		514
						3 - 5	広域交流事業		321
						3 - 6	広聴活動事業		353
						3 - 7	広報紙発行事業		353
						3 - 8	北西部地域開発推進事業		515
	都市計画課					4 - 1	案内表示板等設置事業		513
						4 - 2	幹線道路網整備計画策定事業		531
						4 - 3	市街地整備促進事業		512
						4 - 4	都市景観形成事業(条例制定、啓発事業)		221
						4 - 5	都市計画マスタープラン策定事業		511
						4 - 6	道路交通量調査事業		531
						4 - 7	緑の基本計画策定事業		211
	総務部	総務課				5 - 1	給与関係事務		354
						5 - 3	就職支援事業		641
						5 - 4	職員研修事業		354
						5 - 5	職員福利厚生事務		354
						5 - 6	新庁舎整備計画推進事業		352
						5 - 7	人事関係事務		354
						5 - 9	庁舎維持管理業務		354
						5 - 10	庁用車管理業務		354
					5 - 12	表彰事務		354	
					5 - 14	法制事務		354	
					11 - 1	市誌編さん事業		444	

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。									
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
	防災・防衛担当				6-1	防災システム整備事業	.	171	
					6-2	防災啓発事業	.	171	
					6-3	防災資機材整備事業	.	171	
					6-4	防衛関連事務	.	354	
					6-5	自主防災組織育成事業【補助】	.	171	
					6-6	避難場所整備事業	.	171	
					5-8	防災センター整備事業	.	172	
	情報推進課					7-1	個人情報保護推進事業	.	353
						7-2	住民記録情報システム運用管理事業	.	354
						7-3	情報化施策推進事業	.	542
						7-4	情報公開運営事業	.	353
						7-5	情報通信基盤整備事業	.	541
						7-6	文書管理運営事業	.	353
	秘書課					8-1	姉妹都市交流事業	.	323
						8-2	秘書事務	.	354
	税務課					9-1	個人市税(市道民税)賦課事務	.	354
						9-2	資産税賦課事務	.	354
						9-3	諸税(法人・軽自動車・たばこ・入湯税)賦課事務	.	354
						9-4	税制事務	.	354
	納税課					10-1	市税徴収事務	.	354
						10-2	収納管理事務	.	354
						10-3	納税貯蓄組合補助事業	.	354
					要	10-4	納税貯蓄組合連合会補助事業	.	354
	市民環境部	市民課				12-1	ふれあい温泉事業(国保会計)	.	152
						12-2	戸籍・住民基本台帳事務	.	352
						12-3	戸籍電算化システム整備事業	.	541
						12-4	国民健康保険事業(国保会計)	.	113
						12-5	国民年金事務	.	124
						12-6	住民基本台帳ネットワークシステム整備事業	.	541
						12-7	重度心身障害者医療費助成事業	.	113
					12-8	乳幼児医療費助成事業	.	113	
					12-9	母子家庭等医療費助成事業	.	113	
					12-10	老人医療費助成事業(市老)	.	113	
					12-11	老人医療費助成事業(道老)	.	113	
					12-12	エルフィンパーク活用事業	.	514	

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。
付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。

部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)		
市民生活課					13 - 2	コミュニティ施設運営事業(経常)	.	313		
					13 - 3	コミュニティ施設備品整備事業	.	313		
					13 - 4	スズメバチ等駆除補助事業	.	234		
					13 - 5	飲料水等供給施設設置補助事業	.	551		
				要	13 - 6	衛生団体連合会補助事業	.	235		
					13 - 7	火葬場管理運営事業	.	192		
					13 - 8	街路灯補助事業	.	181		
					13 - 9	交通安全推進事業	.	182		
					13 - 10	交通傷害保険事業	.	182		
					13 - 11	合併処理浄化槽設置補助事業	.	564		
					13 - 12	市営駐車場運営事業	.	534		
					13 - 13	自治会等交付金交付事業	.	312		
				要	13 - 14	自治連合会補助事業	.	312		
					13 - 16	住民集会所整備事業	.	313		
					13 - 17	人権擁護事業	.	342		
				要	13 - 18	千歳地方衛生団体連合会補助事業	.	161		
					13 - 19	大曲コミュニティセンター整備事業	.	313		
					13 - 20	畜犬関係事業(登録、狂犬病予防、野犬掃討等)	.	234		
					13 - 21	平和推進事業	.	341		
					13 - 22	法律相談・行政相談事業	.	352		
				要	13 - 23	暴力追放運動推進団体補助事業	.	181		
				要	13 - 24	防犯活動団体補助事業	.	181		
				要	13 - 25	北広島市生活学校補助事業	.	311		
					13 - 26	輪厚墓地移転事業	.	191		
					13 - 27	霊園管理運営事業	.	191		
		環境課					14 - 1	クリーンセンター5期処分場整備事業	.	242
							14 - 2	クリーンセンター管理運営事業(修繕含む)	.	242
							14 - 3	ごみ処理基本計画策定事業	.	242
							14 - 4	コンポスト購入助成事業	.	241
							14 - 5	家電リサイクル法事業	.	241
					14 - 6	環境基本計画進行管理事業	.	231		
					14 - 7	環境啓発推進事業	.	235		
					14 - 8	環境保全事業(各種環境測定、監視)	.	231		
					14 - 9	最終処分場周辺環境整備事業	.	242		
					14 - 10	集団資源回収奨励金助成事業	.	241		

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。								
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)
	廃棄物処理広域化 男女平等参画担当				14-11	道央地区環境衛生組合負担事業	.	564
					14-12	有害鳥獣駆除対策事業	.	234
					14-13	ごみ処理広域化事業	.	242
					15-1	男女平等参画社会づくり事業	.	343
					15-2	NPO関連事務	.	311
保健福祉部	福祉課				16-1	ケアハウス等新設整備補助事業	.	153
					16-2	さわやか三世代交流事業	.	122
					16-3	シルバー活動センター管理運営事業	.	152
					16-4	ミニデイサービス支援事業	.	152
					16-5	慰霊祭事業	.	341
					16-6	介護予防・知識普及事業	介護知識普及事業	151
					16-7		高齢者サービス啓発事業	151
					16-8		高齢者家庭訪問事業	151
					16-9		高齢者等歯科訪問個別検診事業	112
					16-10		高齢者等相談事業	151
					16-11	自立生活知識普及事業	151	
					16-12	痴呆予防推進事業	151	
					16-13	外国人高齢者障害者福祉給付金支給事業	.	121
				要	16-14	恵庭地区保護司会北広島分区補助事業	.	121
					16-15	高齢サービス事業	テレホンサービス事業	151
					16-16		移送サービス事業	151
					16-17		緊急通報装置設置事業	151
					16-18		在宅高齢者介護手当支給事業	151
					16-19		在宅生活援助事業	151
					16-20		除雪サービス事業	151
					16-21		生きがいデイサービス事業	152
					16-22		配食サービス事業	151
					16-23		訪問理容サービス事業	151
					16-24		老人日常生活用具給付等事業	151
					16-25	高齢者健康データバンク事業	.	151
					16-26	高齢者祝福事業	.	152
					16-27	在宅介護支援センター運営事業	.	151
					16-28	支援費支給事業(障害者福祉サービス)	ガイドヘルパー事業	142
					16-29		ホームヘルプサービス事業	141
					16-30		身体障害者デイサービス事業	141

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。								
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)
					16 - 31		身体障害者施設措置事業	141
					16 - 32		身体障害者短期入所事業	141
					16 - 33		知的障害者施設措置事業	141
					16 - 34		知的障害者短期入所事業	141
				要	16 - 35	社会福祉協議会補助事業	.	121
		廃止			16 - 36	社会福祉施設協議会補助事業	.	121
					16 - 37		更正医療給付事業	141
					16 - 38		在宅重度心身障害者介護手当支給事業	141
					16 - 39		手話通訳者設置・派遣事業	142
					16 - 40		重度心身障害児入浴サービス事業	141
					16 - 41		重度身体障害児・者日常生活用具給付事業	141
					16 - 42		重度身体障害者自助具給付事業	141
					16 - 43		重度身体障害者世帯上下水道料金助成事業	141
					16 - 44		重度知的障害児・者日常生活用具給付事業	141
					16 - 45		身体障害児・者補装具給付事業	141
					16 - 46	障害サービス事業	身体障害者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	142
					16 - 47		身体障害者生活支援事業	141
					16 - 48		精神障害者居宅生活支援事業	141
					16 - 49		点字・声の広報発行事業	142
					16 - 50		特別児童手当支給事業	141
					16 - 51		特別障害者手当等支給事業	141
					16 - 52		福祉タクシー助成事業	142
					16 - 53		福祉施設整備支援事業【補助】	123
					16 - 54		福祉施設等補助事業(地域共同作業所)【補助】	142
					16 - 55		融雪施設資金補助事業【補助】	123
					16 - 56		朗読・点訳ボランティア養成事業	142
				要	16 - 57	心身障害児・者施設運営補助事業(よふき会)	.	142
				要	16 - 58	身体障害者福祉協会等補助事業	.	142
					16 - 59	成年後見制度利用支援事業	.	342
		廃止			16 - 60	生活保護世帯上下水道料金助成事業	.	124
					16 - 61	生活保護費支給事業	.	124
					16 - 62	地域福祉計画策定事業	.	121
					16 - 63	福祉バス運行事業	.	152
				要	16 - 64	北海道傷痍軍人会北広島分会補助事業	.	121
				要	16 - 65	北広島遺族会補助事業	.	121

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。									
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
				要	16-66	北広島市障害児・者を持つ親の会補助事業		142	
				要	16-67	北広島市聴力障害者協会補助事業		142	
					16-68	民間社会福祉施設上下水道料金補助事業		123	
				要	16-69	民生児童委員協議会補助事業		121	
				要	16-70	老人クラブ運営費補助事業		152	
					16-71	老人福祉施設整備補助事業(債務負担)		123	
					16-72	老人福祉施設入所措置支弁事業		152	
	児童家庭課					17-1	一時保育事業		131
						17-2	家庭児童相談室相談員・母子相談員の配置事業		132
						17-3	学童クラブ運営事業		131
						17-4	子育て支援事業(地域子育て支援センター)		131
						17-5	子育て支援短期利用事業		131
						17-6	市立保育所運営事業		131
						17-7	私立認可保育園運営費支弁事業		131
						17-8	私立認可保育園運営費補助事業		131
						17-9	児童センター運営事業		133
						17-10	児童手当支給事業		131
						17-11	児童扶養手当支給事業		131
						17-12	助産施設入所措置事業		131
						17-13	認可外保育園運営費補助事業		131
						17-15	保育所広域入所委託事業		131
						17-16	保育所地域活動事業(市立)		131
					要	17-17	母子会補助事業		132
						17-18	母子世帯上下水道料金助成事業		132
	福祉センター					18-1	福祉センター管理運営事務		143
						18-2	療育相談及び心身障害児通園事業		143
	介護保険課					19-1	家族介護慰労事業		151
						19-2	介護サービス適正実施事業		151
						19-3	介護認定・相談事務		151
						19-4	介護保健サービス事業者等連絡調整事務		151
						19-5	介護保険給付管理事務		151
						19-6	介護保険賦課徴収事務		151
						19-7	高額介護サービス貸付金事業		151
					19-8	住宅改修支援事業		151	
					19-9	低所得者等利用者負担軽減事業		151	

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。									
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
	健康管理課				19 - 10	被保険者資格管理事務	.	151	
					20 - 1	エキノコックス症予防対策事業	.	111	
					20 - 2	感染症予防対策事業	.	112	
					20 - 3	機能訓練事業	患者会訓練事業		112
					20 - 4		言語グループ訓練事業		112
					20 - 5		個別訓練事業		112
					20 - 6		地域交流会事業		112
					20 - 7		訪問指導訓練事業		112
					20 - 8		救急医療啓発普及事業	.	113
					20 - 9		救急医療事業	.	113
					20 - 10	健康づくり事業	いきいき健脚事業		111
					20 - 11		ヘルスアップ事業		111
					20 - 12		ヘルスコンダクター事業		111
					20 - 13		元気だすカーニバル		111
					20 - 14		出前健康講座事業		111
					20 - 15		糖尿病予防事業		111
					20 - 16	成人保健事業	さわやか健診事業		112
					20 - 17		胃がん検診事業		112
					20 - 18		肝炎ウイルス検診事業		112
					20 - 19		基本健康診査事業		112
					20 - 20		子宮ガン検診事業		112
					20 - 21		大腸がん検診事業		112
					20 - 22		乳がん検診事業		112
					20 - 23		肺がん検診事業		112
					20 - 24	精神保健推進事業	こころの健康講座		112
					20 - 25		患者・家族会支援事業		112
					20 - 26		精神障害者と家族の学習会		112
					20 - 27		精神障害者居宅生活支援事業		112
					20 - 28		精神障害者社会復帰訓練交通費助成事業		112
					20 - 29		精神障害者社会復帰訓練事業		112
					20 - 30		精神保健相談事業		112
					20 - 31	保健福祉センター整備事業	.	114	
					20 - 32	母子保健推進事業	フッ化物塗布事業		112
					20 - 33		マタニティスクール事業		112
				20 - 34		健康教育事業		112	

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。								
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)
					20-35		新生児訪問事業	112
					20-36		乳幼児健康診査事業	112
					20-37		妊婦健康診査事業	112
					20-38		母子保健推進活動事業	112
					20-39		訪問指導事業	112
				要	20-40	北海道難病連活動補助事業		112
建設部	庶務課			要	21-2	治水対策促進期成会補助事業		172
					21-3	道路受託事業(道道整備)		531
					21-4	道路用地取得事業(市道整備)		531
	土木課				22-1	稲穂通線道路改修		534
					22-2	共栄南1号線道路改築		531
					22-4	広島輪厚線道路改修		531
					22-5	生活道路整備事業		531
					22-6	西の里中学校通線歩道造成事業		533
					22-7	西裏線道路改築事業		531
					22-8	大曲団地2号線歩道造成		533
					22-9	中の沢川準用河川改修事業		172
					22-10	中央通線道路改修事業		534
					22-11	南9号橋架替え事業		531
					22-13	北進通線道路改修		534
					22-14	輪厚仁別線道路改築事業		531
					22-15	輪厚中央通整備事業		531
	都市整備課				23-1	きたひろサンパーク整備事業		212
					23-2	街区公園整備事業		212
					23-3	公園管理事業		212
					23-4	森林・保全活用事業		211
					23-5	水飲台設置事業		212
					23-6	大規模自転車道関連整備(学習の森)		212
					23-7	土地区画整理組合指導事業		511
					23-8	緑化推進事業		211
					23-9	輪厚公園整備事業		212
				要	23-10	輪厚川親水事業【交付金】		213
	建築課				24-1	建築工事設計施工事務		354
					24-2	建築指導事務	建築基準法に基づく事務	512
					24-5		住宅金融公庫法に基づく事務	522

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。									
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
土木事務所					24-6		優良住宅の認定事務	522	
					24-7		建築物の制限に関する事務	512	
					24-8			建設リサイクル法に関する事務	512
					24-3		市営住宅管理運営事務	.	521
					24-4		市営住宅西の里団地建替事業	.	521
					25-1		河川管理事業(排水機場)	.	172
					25-2		街路樹補植事業	.	531
					25-3		橋梁補修事業	.	531
					25-4		市道維持管理事業	.	531
					25-5		市道施設補修事業	.	531
					25-6		市道照明灯維持補修事業	.	531
					25-7		市道排雪補助事業	.	535
					25-8		市道表面舗装処理事業	.	531
					25-9		市道舗装補修事業	.	531
					25-10		市道用地確定事業	.	531
					25-11		私道除雪補助事業	.	535
					25-12		除雪事業	.	535
					25-13		側溝整備事業	.	531
					25-14		地域土木振興補助事業	.	531
					25-15		東西連絡路管理事業	.	531
			25-16		法定外公共物譲与事業	.	213		
			25-18		埋塞土除去事業	.	172		
			25-19		路面凍結防止対策事業	.	535		
			25-20		自転車駐車場管理事業	.	514		
経済部	農政課				26-1	客土支援事業【補助】	.	613	
					26-2	経済懇話会支援事業【補助】	.	613	
					26-3	市民農業講座事業(ニューファーマー創出)	.	614	
					26-4	森林整備対策事業【補助】	.	211	
					26-5	森林整備地域活動支援事業【交付金】	.	211	
					26-6	水田農業経営確立対策事業	.	613	
					26-7	生産構造強化推進事業【補助】	.	611	
					26-8	転作田活性化事業【補助】	.	613	
				要	26-9	土づくり推進本部活動支援事業【補助】	.	613	
					26-10	農業経営安定化利子補給事業【補助】	.	613	
				要	26-11	農業経営基盤強化促進対策事業【補助含む】	農業経営改善支援活動事業補助含む	613	

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。										
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)		
水道部	農業振興課				26-12	農業後継者等育成支援事業[交付金]	.	612		
				要	26-13	農業振興奨励事業	家畜防疫推進事業[補助]	613		
				要	26-14		生産組織育成補助金[補助]	613		
				要	26-15		粗飼料確保対策事業[補助]	613		
				要	26-16		地産地消事業[補助]	613		
				要	26-17		野菜出荷安定対策[補助]	613		
				要	26-18		酪農ヘルパー利用推進[補助]	613		
					26-19		農業水利施設多面的機能支援事業[補助]	611		
					26-20		農業用排水路維持管理事業(草刈・床浚え)	613		
					26-21	農村景観づくり事業[補助]	611			
		商業労働課				要	27-1	シルバー人材センター運営費補助事業	.	641
						要	27-2	観光振興事業[観光協会補助]	.	331
							27-3	求人情報・雇用労働推進事業	.	641
						要	27-4	勤労者センター管理運営委員会補助事業	.	642
							27-5	勤労者交流大会助成事業	.	642
							27-6	緊急地域雇用特別対策推進事業	.	641
						要	27-7	自衛隊退職者雇用協議会北広島支部交付金交付事業	.	641
						要	27-8	小規模事業指導推進費補助事業(商工会)	.	633
					要	27-9	消費者協会運営費補助事業	.	163	
						27-10	消費者講座開催事業	.	161	
						27-11	消費生活情報地域ネットワークシステム事業	.	162	
						27-12	消費生活相談員設置事業	.	162	
					要	27-13	消費生活展補助事業	.	161	
						27-14	地域商業活性化推進事業	.	631	
				要	27-15	地域商店街活性化事業[補助]	.	634		
					27-16	中小企業特別融資等事業	.	633		
	工業振興課					28-1	企業誘致事業	.	622	
						28-2	工業技術ランクアップ事業[補助]	.	621	
						28-3	新工業団地構想推進事業	.	623	
					要	28-4	先端技術者養成事業(移動大学講座)[助成金]	.	621	
						28-5	大曲ふれあいプラザ施設管理運営事業	.	621	
						28-6	大曲ふれあいプラザ駐車場増設事業	.	621	
					28-8	土地開発公社関係事務	.	354		
業務課						29-1	契約事務	.	551	
					29-2	小規模貯水槽水道管理指導事業	.	551		

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。									
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
	水道施設課				29-3	休日等給水サービス業務委託事業		551	
					29-4	上下水道料金収納業務委託事業		551	
					29-5	水道開閉栓業務委託事業		551	
					30-1	水道施設維持管理事業		551	
					30-2	水道第5期拡張事業		551	
					30-3	配水施設の整備・改良事業		551	
					30-4	配水池計装機器更新事業		551	
	下水道課					31-1	雨水管整備事業		561
						31-2	污水管整備事業		561
						31-3	下水処理センター整備事業		561
						31-4	下水道管理システム導入事業		562
						31-5	下水道施設維持管理事業(浸入水対策等)		562
						31-6	事業場排水監視事業		562
						31-7	水洗便所改造資金貸付事業		562
	下水処理センター					32-1	下水処理センター維持管理事業		561
	会計室	会計課				33-1	経理審査・指導事務		354
						33-2	出納事務		354
					33-3	決算事務		354	
契約課					6-1	市有財産の取得・管理・処分事務		354	
				6-2	委託契約事務		354		
議会事務局	議会事務局				34-1	会議録作成事務		354	
					34-2	議会だより発行事業		354	
					34-3	市議会政務調査費交付事業		354	
農業委員会	農業委員会				35-1	農業委員会事務(利用権設定等促進事業含む)		611	
					35-2	農地情報管理システム整備事業		611	
監査事務局	監査事務局				36-1	監査事務		354	
選挙管理委員会事務局	選挙事務局				37-4	選挙執行事務		354	
管理部	管理課				38-1	こども大使交流事業		323	
					38-2	英語指導助手招致事業		423	
				要	38-3	教頭会補助事業		423	
				要	38-4	校長会補助事業		423	
				要	38-5		北広島市学校文化連盟交付金交付事業	423	
				要	38-6		北広島市教育機器活用研究連盟交付金交付事業	423	
				要	38-7	北広島市教育研究会補助事業【16年度統合】	北広島市教育研究会補助事業	423	

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。								
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)
				要	38-8		小学校体育連盟交付金交付事業	423
				要	38-27		中学校体育連盟交付金交付事業	423
					38-9	学校施設開放事業	.	421
					38-10	学校施設環境改善事業	.	422
					38-11	学校事務機器整備事業(小・中)	.	422
					38-12	学校評議員運営事業	.	421
					38-13	学校放送設備整備事業	.	423
					38-14	教育用コンピュータ整備事業(小・中)	.	423
					38-15	教材教具整備事業(小・中)	.	423
					38-16	小学校振興補助事業【16年度統合】	郷土学習等推進事業【補助】 総合的学習推進事業【補助】 特色ある学校づくり推進事業【補助】	423 423 423
					38-17	健康診断事業(小・中)	.	424
				要	38-18	私立幼稚園協会補助金	.	412
				要	38-19	私立幼稚園振興補助事業【16年度統合】	私立幼稚園教材費補助事業 私立幼稚園教職員研修費補助事業 私立幼稚園障害児教育補助事業	412 412 412
					38-22	児童生徒通学費助成事業(小・中)	.	422
					38-23	児童生徒用机いす整備事業(小・中)	.	423
					38-24	奨学金・高等学校等入学準備金支給事業	.	427
					38-25	小学校管理運営事業(経常分)	.	423
					38-26	小学校教育振興事業(経常分)	.	423
					38-28	小中学校屋外環境整備事業	.	423
					38-29	小中学校校舎・屋体大規模改造事業	.	422
					38-30	小中学校校舎・屋体防音機能復旧事業	.	422
					38-31	心の教室相談員活用事業【青少年課に移管】	.	424
				要	38-32	進路指導連絡協議会交付金交付事業	.	424
					38-33	西部小学校整備事業	.	422
					38-34	全国・全道中体連大会出場助成事業	.	423
					38-35	中学校振興補助事業【16年度統合】	学校行事等推進事業【補助】 総合的学習推進事業【補助】 特色ある学校づくり推進事業【補助】	423 423 423
					38-36	中学校管理運営事業(経常分)	.	423
					38-37	中学校教育振興事業(経常分)	.	423
					38-39	中学校文化部活動大会出場費助成事業	.	423

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。								
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)
	給食センター				38-40	特殊教育就学援助事業(小・中)	.	425
					38-41	特殊教育振興事業(小・中)	.	425
					38-44	幼稚園就園奨励費補助事業	.	411
					38-45	要保護・準要保護児童生徒援助事業(小・中)	.	423
					39-1	小学校給食運営事業(経常・臨時分)	.	426
					39-2	食器具改善事業(小・中)	.	426
					39-3	食中毒予防対策事業(小)	.	426
					39-4	中学校給食運営事業(経常・臨時分)	.	426
生涯学習部	社会教育課				40-1	IT推進事業	.	542
				要	40-2	エルフィン大学運営事業【交付金】	.	433
					40-3	フレンドリーセンター運営事業	.	432
				要	40-5	国際交流推進事業【交付金】	.	322
				要	40-7	生涯学習フェスティバル事業【交付金】	.	431
					40-8	生涯学習市民活動支援事業【交付金】	.	431
					40-9	生涯学習推進事業	生涯学習推進事業	431
				要	40-25	生涯学習推進事業	私立幼稚園PTA連合会活動補助事業	431
				要	40-26	生涯学習推進事業	きたひろしま文庫の会活動補助事業	431
					40-10	青少年成人教育振興事業	成人式	436
					40-11	青少年成人教育振興事業	青少年教育振興事業	436
					40-12	男女共同参画推進事業(教)	.	343
					40-13	地区公民館活動事業	.	434
					40-14	文化財保護事業	.	444
					40-15	文化財保護事業	採話編集実行委補助、赤毛保存会交付金含む	444
				要	40-23	文化財保存活用事業(郷土文化伝承普及含む)	広島音頭保存普及補助事業	444
				要	40-24	文化財保存活用事業(郷土文化伝承普及含む)	ふるさと太鼓保存普及補助事業	444
					40-16	文化賞等表彰事業	.	441
					40-17	林間学園・レクリエーションの森管理運営事業	.	432
					40-4	芸術文化推進事業	芸術文化推進事業	441
				要	40-18	芸術文化推進事業	文化団体振興事業【補助】	441
				要	40-19	芸術文化推進事業	音楽団体振興事業【補助】	441
				要	40-20	芸術文化推進事業	市民総合文化祭事業交付金交付事業	441
				要	40-21	芸術文化推進事業	地区文化祭事業交付金交付事業	441
				要	40-22	芸術文化推進事業	ダンスミュージックパレード事業交付金交付事業	441
		中央公民館					41-1	公民館管理運営事業
					41-2	中央公民館活動推進事業	中央公民館活動普及	434

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。									
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
青少年課	青少年課				41-3	中央公民館講座開設	中央公民館講座開設	434	
					42-1	家庭の教育力充実事業	家庭の教育力充実事業	433	
				要	42-2	青少年健全連絡協議会補助事業	青少年健全連絡協議会補助事業	436	
				要	42-5	北広島市子ども会育成連合会補助事業	北広島市子ども会育成連合会補助事業	436	
				要	42-6	北広島市PTA連合会補助事業	北広島市PTA連合会補助事業	436	
					42-3	青少年健全育成振興事業	青少年健全育成振興事業	436	
					42-4	教育相談事業	教育相談事業	424	
					42-7	青少年指導支援事業	青少年センター運営事業	436	
				42-8		青少年指導支援事業	424		
	体育課	体育課				43-1	いきいき健康づくり事業(国保会計)		111
						43-2	きたひろしま総合運動公園整備事業		453
						43-3	スポーツフェスティバル開催事業(国保会計)		111
						43-4	スポーツ振興奨励事業(生涯学習振興基金活用)	スポーツ賞等表彰事業	451
						43-5		スポーツ大会出場助成事業	451
						43-6		スポーツ団体活動費補助事業	451
						43-7	スポーツ団体育成事業	スポーツ少年団指導者養成講習会	451
					要	43-8		スポーツ少年団補助事業	451
						43-9		チャレンジ・ジュニア・スクール	451
						43-10		障害者スポーツ教室指導者育成研修会	451
						要	43-11	体育協会補助事業	451
							43-12	各種スポーツ教室開催事業	
						43-13	姉妹都市交流事業(中学生スポーツ交流)		323
				43-14	自然の森キャンプ場開設事業		453		
				43-15	身近に親しむスポーツの集い事業		452		
				43-16	体育施設管理事業	学校開放事業	453		
				43-17		住民プール管理事業	453		
				43-18		地区体育館管理事業	453		
				43-19		緑葉公園管理事業	453		
				43-20	地域健康づくり事業(国保会計)		111		
				43-21	特設スケートリンク開設事業		453		
総合体育館	総合体育館				44-1	身近に親しむスポーツ事業(4事業)		451	
					44-2	スポーツサークル等育成事業		451	
					44-3	スポーツ教室開設事業(6事業)		452	
					44-4	スポーツ情報の収集提供事業		451	
					44-5	社会教育施設周辺整備事業		453	

平成16年度評価対象事務事業一覧(部課別)

印のついている事務事業が16年度の評価対象です。 付表添付が「要」となっている事業は「補助金・交付金交付先の状況説明書」を作成し、評価調書に添付してください。									
部局名	課名等	16年度 評価	補助金・ 交付金 (16年度)	付 表 添 付	整理番 号	事務事業	子事務事業	施策体系 (章・節・ 施策)	
	図書館				44-6	総合体育館管理運営事業		453	
					45-1	図書館ネットワークモデル事業(学校との連携)		435	
					45-2	図書館運営事業(マルチメディア活用推進含む)		435	
					45-3	図書館読書サービス事業		435	
				要	45-4	読書推進ネットワーク事業(図書館フィールドネット)[交付金]		435	
	芸術文化ホール					46-1	花ホールボランティア育成事業		443
				要	46-2	芸術文化ホール運営事業(芸術文化ホール運営委員会交付金)		442	
					46-3	芸術文化ホール管理事業		441	
					46-4	文化施設(花ホール・図書館)維持管理事業		441	
消防本部	消防本部				47-1	応急手当普及啓発事業		173	
					47-2	救急救命士・救急隊員養成研修事業		173	
					47-4	消防活動用資機材整備事業		173	
					47-5	消防施設管理事業		173	
					47-6	消防車両等整備事業		173	
					47-7	消防水利整備事業		173	
				要	47-8	消防団運営補助事業		173	
				要	47-9	防火委員会交付金交付事業		173	
			合計	255	102	70			

市民参加に関する条例の制定に向けた 具体的プロセス・手法について

はじめに ~検討にあたって~

社会・経済が大きな転換期にさしかかり、地方分権時代を迎えている今日、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら地域が持つ環境や資源を活用して、独自のまちづくりを進めていくことが求められています。このような状況において市民主体のまちづくりを行うためには、行政の透明性を高め、意思形成過程への市民参加の仕組みが必要と考えています。

こうした中、平成15年3月には、庁内の自主研究組織である地方分権研究チームが、市民と行政の協働の推進に向けた、市政全般へ市民が参加できる具体的な共通ルールとしての「市民参加条例」について、先進地視察や庁内の市民参加方法の実態調査等を行い報告書をまとめました。

今回の検討にあたっては、今後、市民参加条例を制定することを前提として、地方分権研究チームでの検討経過や先進自治体の事例も参考にしながら、市民参加・協働推進チームとして、市民参加の基本的な考え方や市民参加条例に盛り込むべき項目、策定の具体的プロセス等をまとめました。

市民参加についての基本的考え方

1 市民参加が求められる背景

自らの選択と責任において地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくためには、これまで以上に政策の質が問われ、市民の意思に基づく自治体経営の実現が求められています。

また、近年の都市化や生活様式の変化、少子高齢化の進行、情報化などの社会の成熟により、市民一人ひとりの価値観が多様化しており、従来の画一的な行政サービスの提供では、市民ニーズを満たすことが出来なくなってきています。

さらには、今後より一層厳しくなる財政状況の中で、市民のニーズを的確に反映した質の高い行政サービスの効率的な提供を図っていくためには、これまでの市民の意思反映を図ってきた方策に加え、市民一人ひとりが直接的に意見を言える機会の拡充など、新たな方策や仕組みを用意し、より幅広い市民の英知を反映した市政運営が必要です。

このような背景の中で、今、「市民参加」をより具体化し、効果的なものとするのが求められています。

2 市民参加とは

「市民参加」とは、次頁の全体像に示すように、現行の地方自治制度のもとでの市民の行政参加、すなわち「行政運営における企画・立案、実施、評価の一連の過程において、意見を述べ、提案を行い、実施上の取組みに協力するなどの市民の行動」に加え、「地域社会の発展・向上を図る市民の自主的、自立的な公共的・公益的活動」を含むとされています。なお、参加の仕方には、「意見を言う」「知恵を出す」「ネットワークを生かす」「資金や労力を提供する」など、多くの方法がありますが、行政への市民参加の手法としては次のようなものが考えられます。

情報共有型：広報活動、住民説明会、審議会の公開

ヒアリング型：アンケート調査、モニター調査、アイデア・意見募集、パブリックコメント

事業参加・協力型：事業計画・実施・運営などへの協力、施策推進のための協議会への参画、計画策定のための審議会への参画

対話・計画型：審議会委員の公募、シンポジウム・フォーラム、ワークショップ開催

活動支援型：まちづくり等の支援センター設置、専門家派遣、地域での自主的な協定への支援・協力

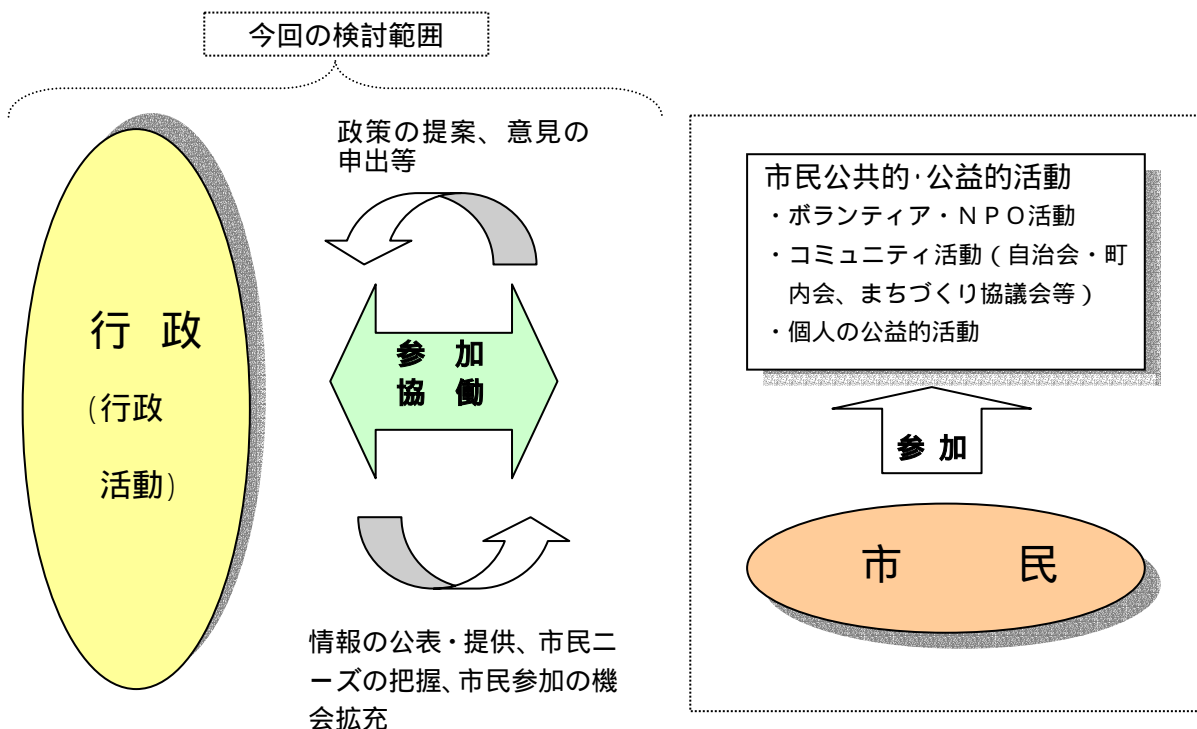
3 市民参加の意義・効果

地方分権が実施段階に入り、自治体は地域の実情を踏まえて自らの判断で、最良の施策を実施していく責務があります。また、地域が抱える様々な課題に対し、市民が主体的に行動を起こし、解決することが住民自治の本旨です。

市民参加を推進することは、自己決定・自己責任の原則をまちづくりのあらゆる場面で徹底していくことにより、市民主体の行政活動を具体的に実現するものです。

- <効果> 市民ニーズを踏まえた効果的な市政運営
市民と行政、市民相互の多様な利害関係の調整。利益侵害の防止
行政の説明責任（アカウンタビリティ）の向上、市政運営の公正性・透明性の確保
住民自治の活性化（まちづくりへの市民の関心の高まり）

市民参加の全体像



(出典：地方分権推進本部「地方分権時代の条例に関する調査研究の中間まとめ」より作成)

市民参加制度の条例化に向けて

1 本市の市民参加の現状と課題

北広島市の行政活動（各種事業含む）における市民参加の現状については、地方分権研究チームが行った各課への「市民参加方法実態調査」によると、各種の広報・広聴活動、ワークショップによる計画づくりへの市民参加のほか、模型をグループごとに製作し、現実性のある公園計画に市民が関わる「公園整備事業」、事業運営を市民が担う「芸術文化ホール運営スタッフ」など、特徴ある取り組みも進められています。しかし、市民参加の手法や実施については、各課で個別に取り組みを実施しており、庁内での統一的な考え方や位置づけが明確化されていないこと。また、各課の取り組みが全庁的に共有化されておらず、情報交換の充実も必要となっているなどの現状と課題が浮き彫りとなりました。このことは、先に実施した行財政改革に関する職員アンケートでも明らかになっています。

【行財政改革に関する職員アンケート】

市民参加・協働は85%が必要であると回答しているものの「参加・協働は進んでいるか？」の問いには、30%が進んでいないと回答しており、その理由も「行政側に体制が整っていない」(19%)、「進めるためのルールづくりが無い」(15%)となっています。

今後、より一層市民ニーズを踏まえた市政運営を図り、市民の英知を集めたまちづくりを進めるためには、これまで以上に市政に対する市民の意見や提言等についての受信にも留意した双方向の情報提供の仕組みの確立と充実を図っていく必要があります。

さらに、議会との連携を図りつつ、今日までの取組みに加え、新しい参加や手法を取り入れ、より充実した市民参加の仕組みをつくり上げていくことが必要となります。

参考

【現状と課題についての推進チームでの意見等】

< 情報提供・公開 >

- ・情報を公開する手段が限られている。
- ・市民が市の情報を取り入れる手段としては、アンケートによると広報紙が7割、新聞が4～5割程度。
- ・市のホームページを利用しているという反応が実感として伝わってこない。
- ・自分自身も含めてホームページを見る習慣がない。
- ・ホームページの閲覧の前に、各家庭でのパソコンの機器自体の普及が前提であるため、あと20年程度経たないと60歳以上の世帯にも普及しないのではないかと。
- ・広報紙での情報提供による委員会や審議会等の開催案内は日程調整などの諸事情により困難である。
- ・個人情報の守秘の観点から考えると、どの程度まで公開していいのか。
- ・公開する情報において、専門的な情報の提供は必要であるが、通常・一般的な情報の提供も必要である。

< 市民意見への対応 >

- ・市政懇談会や「市民の声」での質問や意見において、質問者の発言のレベルの差異が大きくて対応に戸惑う。
- ・市内外からの一方的なメールによる質問や照会が多数寄せられ、その対応に苦慮している。(回答期限、調査時間等)ある一定のルールづくりをした方がよいのではないかと。
- ・行政に直接的に関係のない要請や質問が寄せられる場合もあるが、どの程度まで対応すればよいのか。また、対応しなくてもよい場合は、どのように回答すればよいのか。すべての依頼に対して、応答性の向上を図るといっては、いかがなものか疑問が残る。
- ・札幌市のように、コールセンター等の設置を検討してはどうか。システム導入にかかる経費や情報更新の業務増加の課題はあるが。

< 地域活性化 >

- ・岩見沢市が現在取り組んでいるようだが、町内会の会合等に職員(担当者レベル)が出向き、市民の様々な意見を把握する方法もある。
- ・ふるさと創生資金の地域版を設定し、計画から意思決定までのすべてを地域住民に委ねて、参加意識の醸成を図る方法もある。

< 参加と連携 >

- ・公園の管理等の運営について地域住民に委ねることにより、住民間の交流や行政活動の理解も深まるのではないかと。
- ・行政は物と金を提供し、市民には時間を提供してもらおう。
- ・形ばかりの市民参加はいらぬ。市民と職員が同じ目的のために共に苦勞し、喜びを分かち合う(自前による飲食等の懇親を含める)ことにより、市民間や行政との信頼感が増し、さらなるまちづくりのための創意工夫が理想のまちづくりにつながっていくのではないかと。理想のまちづくりとは、常にまちづくりに対する行動の連続ではないのか。
- ・市民参加のキーワードは「為になるか」「得になるか」

2 市民参加制度の条例化の意義・効果

先の「市民参加についての基本的考え方」でも述べているように、市民参加制度が自治体の運営の基本的かつ主要な事項として重要性を増している中、さらなる職員の意識改革を図ることはもちろんのこと、北広島市における市民参加を確かなものとするため、市民と市がまちづくりの目的や課題を共有し、ともに役割を担い合う協働の理念に基づき、市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度として保障する市民参加制度の条例化を進める必要があります。

また、市民参加制度を条例化することは、次のような意義・効果があると考えられます。

市民参加の手続的保障

市民参加を法的手続として整備（市民参加の実施基準や方法等を明確化）することによって、当該市民参加手続の実施が行政のその時々判断に委ねられるのではなく、行政の実施義務が生じることとなります。

このため、市民にとっても、その手続的権利を行使することにより、適時適切に意見主張する機会が保障されるとともに、それに対する行政の審査や検討が保障されることとなります。なかでも、市民の権利・義務に重大な影響を及ぼす条例や計画等に対して、その策定過程に市民の主張を反映させる機会を保障すること（パブリック・コメント制度や審査会等への諮問、公聴会の開催等の義務付け）は、市民参加の手続的保障として重要です。

目指すべき行政の形や地域社会の姿の明確化

市民ニーズを反映した、市民との協働による行政を推進するという行政運営の基本的な方針が明確化できる。さらには、前文や目的規定で、地域社会として目指すべき姿を具体的に記述することにより、目標を市民と共有することができます。

また、これに伴い、職員の意識改革効果や政策の円滑な実施効果が期待できるとともに、当該条例の制定過程に住民を巻き込むことを通して、市民の行政への関心や参加意識を高める効果も期待できます。

市民の代表である議会の関与と共通認識に基づく円滑な事業執行

条例化のためには、市民の代表である議会での審議・議決という民主的な手続を踏むこととなります。

また、これにより、行政と議会の共通認識のもとに市民参加が推進され、円滑な事業執行に資する効果も期待できます。

制度的な安定性

市民参加のルールを、要綱等ではなく条例で定めることにより、市民参加の制度的な安定性が損なわれないようにする効果もあります。

さらに、行政運営の通則的事項として、総合的に市民参加の実施基準や方法等を定める場合（例：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例）には、様々な行政分野で、また行政の各部局で市民参加手続が異なるのではなく、均衡のとれた取扱いが制度的に保障されることとなります。

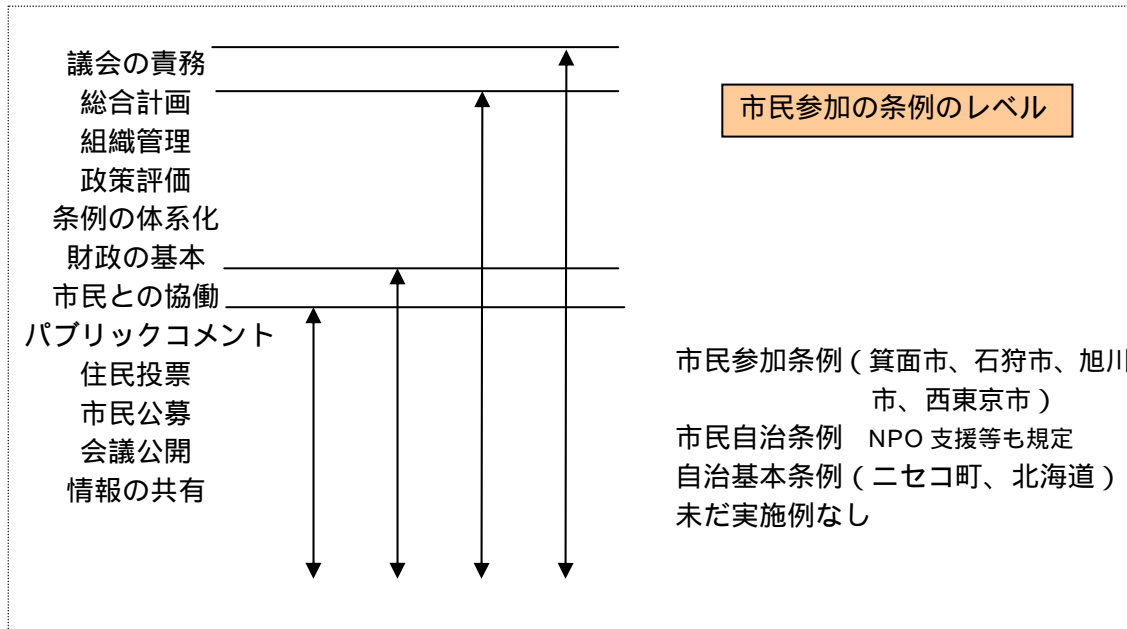
3 市民参加条例の制定動向

ほとんどの自治体において、政策立案・計画、条例の策定、予算要求、施策の実施、評価の各段階において、様々な方法により、市民の参加機会の拡充や参加内容の充実を図っています。こうした新しい市民参加の手続については、行政の個々の事務事業に当たって配慮するだけでなく、総合的、制度的に整備・推進し、市民に明示し、法的根拠を賦与するという観点から、条例により制度化する動きが盛んになっています。

こうした市民参加制度を総合的に条例化した最初の例は、箕面市の二つの条例（市民参加条例、

まちづくり理念条例。いずれも平成9年4月1日施行)ですが、第一次分権改革に伴う地方分権一括法の制定を踏まえ、全国の自治体で地方分権の意識が高まったことにより、全国的な拡がりを見せています。

特に、ニセコ町で制定された全国初の自治基本条例である「ニセコ町まちづくり基本条例」のインパクトが大きく、自治基本条例や市民参加に関する条例の制定を検討する自治体が飛躍的に増大しています。



出典：西東京市まちづくり市民会議HP 関俊三氏講演会資料より作成

4 市民参加条例の類型

行政活動への市民参加制度を条例で定めるに際しては、各自治体によって条例体系の設計、条例で市民参加の規定をどの程度具体的に定めるかなどの考え方が様々であるため、行政運営の通則的事項として条例化するもの、まちづくりにかかる基本条例として定めるものなど様々な類型があります。

基本条例型

自治体のまちづくり等の基本理念を示した条例（いわゆる自治基本条例、行政基本条例等）の中で市民参加の規定をおいたもの

（例：箕面市まちづくり理念条例、ニセコ町まちづくり基本条例、宝塚市まちづくり基本条例、生野町まちづくり基本条例、清瀬市まちづくり基本条例、北海道行政基本条例、杉並区自治基本条例等）

一般条例型

市民参加の一般的、総合的な規定を定めた条例

（例：箕面市市民参加条例、小長井町まちづくり町民参加条例、幕別町まちづくり町民参加条例、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、宝塚市市民参加条例、旭川市市民参加推進条例、西東京市市民参加条例等）

個別手法条例型

個別の市民参加手法について総合的に定めた条例

（例：横須賀市市民パブリック・コメント手続条例、高浜市住民投票条例、境町住民投票条例、新座市パブリック・コメント手続条例等）

個別事項条例型

個別の行政活動等について住民参加手続の規定を置いている個別の条例

(例：各自治体の行政手続条例、環境影響評価条例、土地利用調整手続条例、情報公開条例等)

個別住民投票条例型

個別の行政活動等の是非を問う個別の住民投票条例

(例：御嵩町産廃処理施設設置についての住民投票条例、吉野川可動堰の賛否を問う徳島市住民投票条例、小長井町採石場新規計画・拡張計画についての住民投票条例、市町村合併について制定された各自治体の住民投票条例等)

地方分権推進本部「地方分権時代の条例に関する調査研究の中間まとめ」を参考

以上のように、概ね5つに分類されますが、条例の最近の傾向としては、石狩市の条例以降、旭川市、西東京市が一般条例型を制定しており、市民参加の対象事項、参加手法などについて詳細な規定が置かれ、できるだけ具体的な実施規定を規定する効率的な条例が主流となってきているようです。

市民参加条例制定に向けて

1 市民参加条例に盛り込むべき項目及び内容

項目の検討にあたっては西東京市をベースに石狩市との比較を行いつつ検討しました。

西東京市の市民参加条例は、市民参加の総合的な条例として、市民参加に係る基本的規定だけでなく実施規定も定めています。参加の対象事項、参加方法などについて詳細な規定が置かれており、石狩市の条例から始まった、今の市民参加条例の流れといえる条例と考えます。

石狩市と比較した場合、市民の参加権を具現化した規定(第2条)や住民投票規定(第23条)が置かれています。ただし、市民参加の対象となる事項については、石狩市(別表方式により詳細な規定を設けている)ほど詳細な規定にはなっていません。また、市民参加制度の監視機関等(石狩市第28条)の設置も規定していません。

このような両市の特徴を踏まえつつ、西東京市の条例を参考に、市における市民参加の基本的な理念と、市の政策立案過程における参加の具体的な手続を想定して項目及び内容を考えてみました。

「市民の役割と責務」の総則部分では、市民と市の役割を規定し、市民に主体的・積極的な市政への参加を規定するとともに、情報公開の推進と市民参加の機会の拡大等を市の役割と規定しました。「会議公開の原則」からの手続部分では、会議公開の原則や審議会、懇談会等の公募市民委員枠の確保、市民参加の対象、市民意見提出手続(パブリックコメント)、市民説明会、市民ワークショップ、住民投票、その他の手続を規定することとし、市民参加事業の評価と条例の継続的な検証と見直しについても規定する内容で考えてみました。

ただ、今回の検討はあくまで大枠的なものであり、今後、さらに広範な市民の意向も取り入れて検討を深め、条例の制定を図っていく必要があります。

<条例の全体イメージとしては>

特定の行政分野ではなく、市政全般へ市民が参加できる具体的な普遍ルールを定めた条例
市の政策意思形成の段階から市民の意志が反映されるための条例
特定市民ではなく、広く市民全般の意見が反映できるための条例
市民の意志が反映した施策を、市民と市が協働して実施するための条例

条例に盛り込むべき項目及び内容

1 前文（条例の趣旨説明）

現在の社会情勢及び市民参加が求められる背景（地方分権の進展等）
これまでの市民・行政による協働のまちづくりの取組み状況
市民参加によるまちづくりの方向性等

2 目的（この条例をつくる目的）

市政運営に関する市民参加の基本的な事項を定める
市と市民の役割・責務を明確に定める
市と市民の協働による住民自治・地域社会の発展を推進する

3 定義（ことばの意味）

市民参加、市民とは（子ども、障害者、外国人、企業、学校を含むすべての生活者） 附属機関等の定義

協働、市民活動の定義

実施機関の定義

「市民参加」市の施策を立案し、決定する意思形成過程から評価の段階に至るまで、広く市民の意見等を反映させるとともに、市と市民との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、住民が様々な形で市政に参加することをいう。

「市民」市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。

石狩市に条例ではありませんが、審議会等の公募委員に応募できる者、パブリックコメント手続きの意見提出権者及び公聴会での公述人となれる者の範囲については、事案ごとに事前に公表するという規定がある。

「協働」市民と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。

「附属機関」地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため設置する懇談会等をいう。

「実施機関」市長及び教育委員会をいう。

4 基本理念（基本的な考え方）

すべての市民がまちづくりに参加する権利を有する（保障する）
市民の自主性・自立性の尊重
市民と市が対等の立場でお互いの立場を理解、尊重する
市民と市が市政に関する情報を共有する

5 市民の役割と責務（市民のやらなければならないこと）

自らの責任と役割を自覚し、協働によるまちづくり
市民相互の自由な発言を尊重し、積極的にまちづくりに参加
市民活動の促進に努め、市政運営に対する協力をし、市民の市政に対する関心を自ら高めていく

6 市の役割と責務（市がやらなければならないこと）

情報公開の更なる推進に努める
市民への説明責任（アカウンタビリティ）
市民活動の促進に対する支援
継続的かつ発展的な市民参加に向けて、創意工夫に努める

7 会議公開の原則（市の審議会などの会議を公開する）

附属機関は、情報公開条例に基づき原則公開とする

会議開催情報（会議日時・開催場所・議題の公開等）の事前公表
傍聴者が会議内容の理解を深められるように配慮する
会議録の作成と公開

8 委員の市民公募（市の審議会などの委員を広く募集して、参加を求める）

附属機関等は、計画段階での市民公募の推進に努める
できるだけ市民枠を拡大する
市民委員募集にあたり、公募選考を実施する
選考基準を事前公表する
男女平等に配慮する
重複任用を出来るだけ回避し、幅広い人材を登用する

9 市民参加の方法（市民参加の対象・具体的方法）

対象になる市の事業の規定
総合計画など、市の基本的な政策を定める計画の策定
市民生活に重大な影響及ぼす制度の導入（条例の制定・改廃を含む）等
参加方法（手続き）の規定（実際の条例では、それぞれ参加方法を個別に条文化する）
審議会等への参画、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ、公聴会等の様々な参画方法
インターネットなど最新の情報通信技術の活用により、双方向性を備えた情報交換システムによる参画の方法

10 住民投票の実施

市は市民の意志を問う必要がある場合、条例に基づき、住民投票を実施できる
住民投票については、別に条例を定めて内容の詳細を決定する

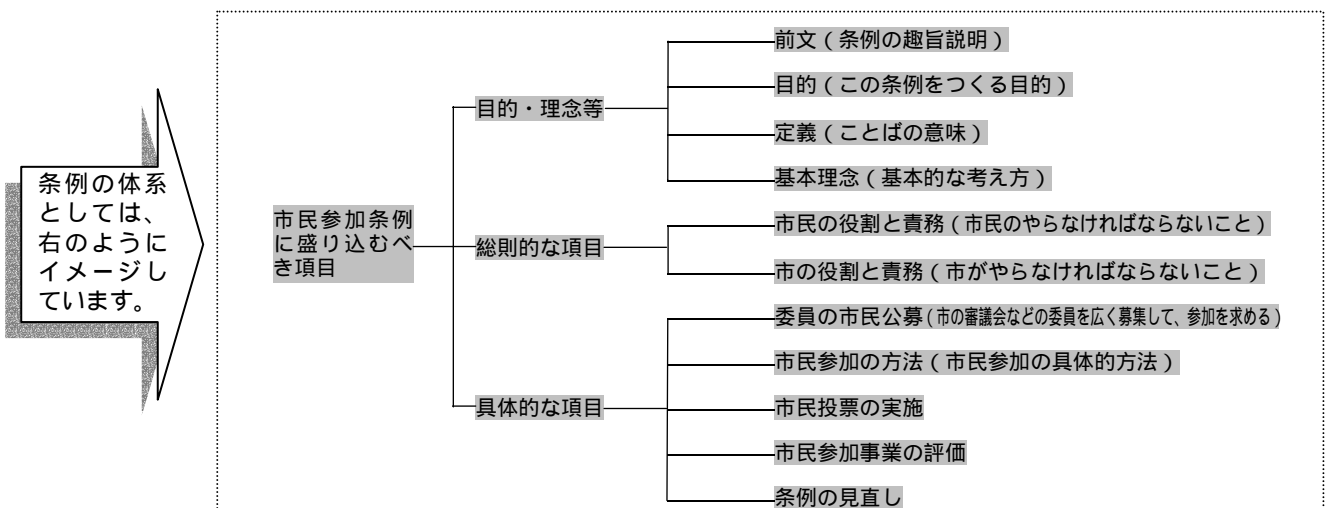
石狩市の条例には規定がない。これについては、同市の条例策定委員会において、必要があれば個別に住民投票条例を首長も議会も提案でき、住民側も直接請求によって住民投票の条例の制定を請求できること、他の住民参加制度が十分に機能すれば、住民投票に至らなくても住民合意はできるのではないかとの議論があって、あえて規定しなかった。

11 市民参加事業の見直し

政策形成過程で市民参加手続きを実施し決定したものについて見直しの必要が生じた場合には、再度市民参加手続きを実施する 西東京市独自の規定

12 条例の見直し

社会経済状況の変化にあわせた見直し
市民意識の向上に見合った見直し



2 市民参加条例の制定プロセス（案）

制定プロセスの概要

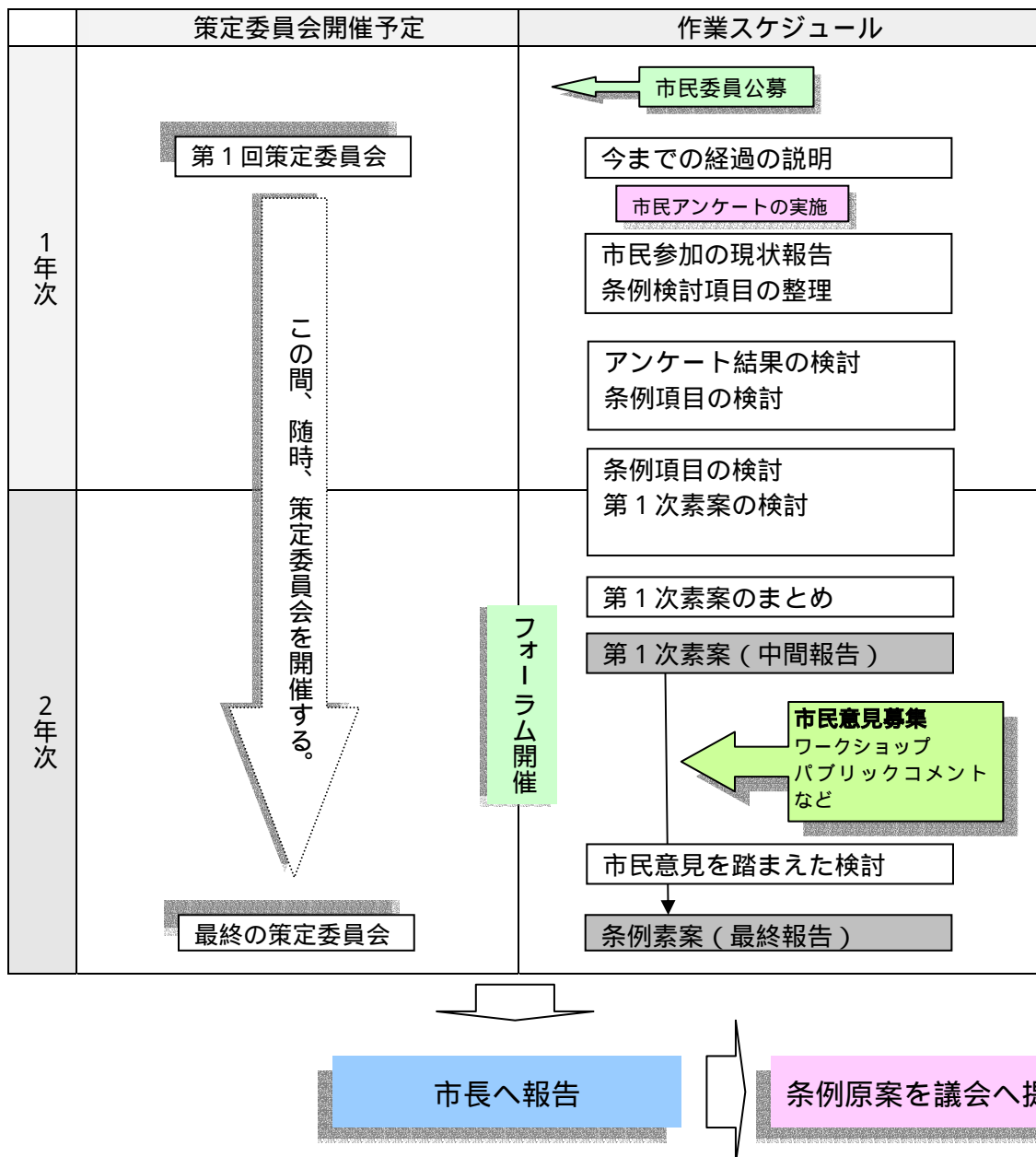
市民参加条例は、生活者である市民の意向を市政に反映させ、まちづくりを行っていく仕組みとして制定するものであり、市民が条例の意義を十分理解し、認識することが重要であり、そのため、行政サイドだけで研究・検討して制定するのではなく、市民と協働して制定することが大切と考えます。

具体的には、下図に示すように、公募による市民・学識経験者・各種企業や団体の代表者等で構成する条例策定委員会を設置し、検討過程をすべて市民に公開しながら、第1次素案を作成し、パブリックコメント、ワークショップ、フォーラム等を実施して幅広く意見を求め、提出された意見をもとに、策定委員会において素案をさらに修正加筆し、条例素案を完成させます。

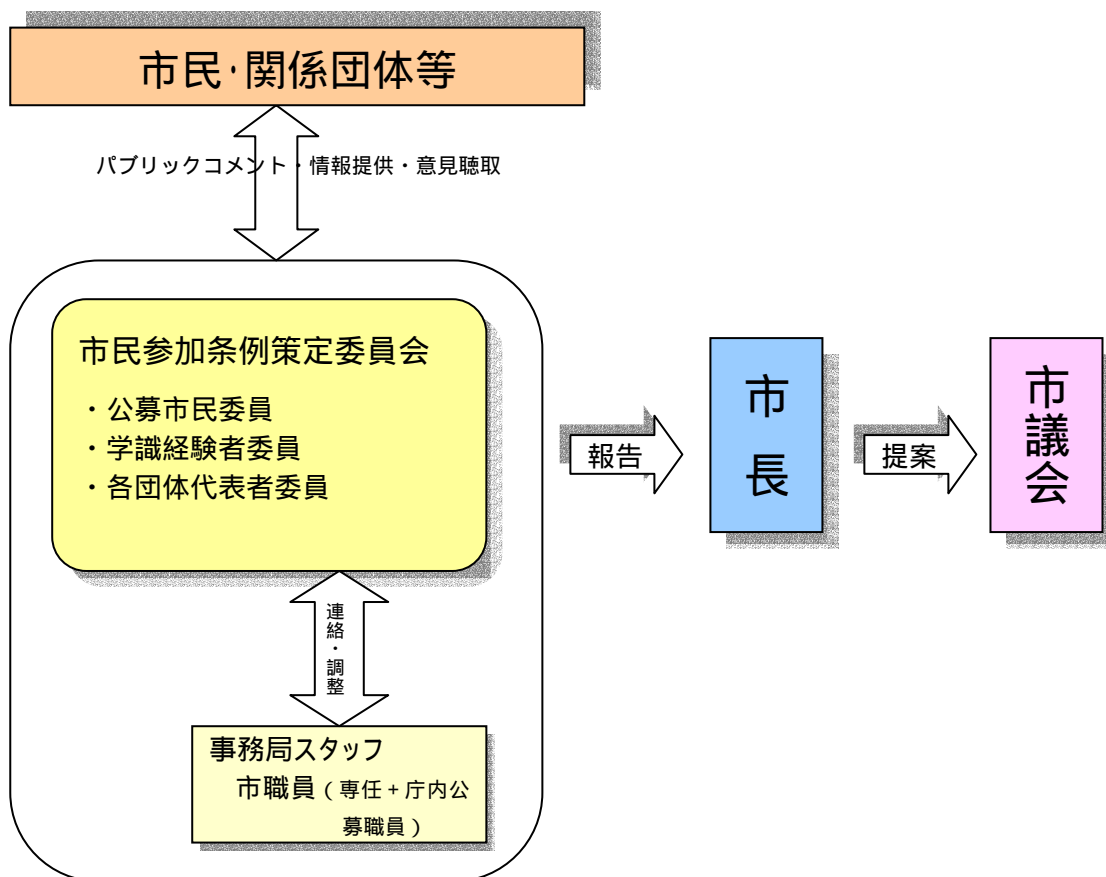
条例素案が完成した後、市で条例原案として整備を行い、市議会での議決をもって条例制定となります。なお、策定期間は概ね2年程度は必要と考えています。

いずれにしましても、市民参加条例の制定は、それ自体、市民参加を推進する第一歩としての意味を持ちます。そういう意味でも制定に向けたプロセスが重要であり、先に述べた以外の手法も取り入れながら幅広い市民論議を展開していく必要があります。

「市民参加条例」策定フロー図



3 「市民参加条例」策定体制図



おわりに

市民参加・協働推進チームは、昨年7月から約8ヶ月、メンバー一人ひとりが学習しながら「市民参加」や「市民参加条例」制定の必要性などについて議論を展開してきました。

その結果、以上のとおり、市民参加条例制定に向けて、条例に盛り込むべき項目や策定プロセス等についての考え方をまとめました。

地方分権が進む今日、各地で市民参加を制度化していく動きはますます加速されていき、市民参加に根ざしたまちづくりは大きな時代の潮流といえます。

今後の北広島市における市民参加を確かなものとするためにも「市民参加条例」を制定する必要があると考えます。

また、今後の市民参加条例制定の論議が広範な市民参加により行われることで、この条例制定の趣旨が広く市民・市の組織の中に周知され、少し時間がかかるかもしれませんが、段階を踏みながらでも着実に市民参加が推進され、そのことにより、市民と市との協働のまちづくりが推進され、市民・地域の力が活きる個性豊かで、魅力と活力あふれた地域社会の実現が可能だと考えています。

先進自治体の市民参加条例比較表

	箕面市	石狩市	西東京市
条例名	箕面市市民参加条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	西東京市市民参加条例
施行日	平成9年4月1日	平成14年4月1日	平成14年10月1日
特徴	<p>まちづくりにおける市民参加(市の意志形成過程の段階から市民意思反映、実施する段階で市と市民協働)の基本的事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、市長、市民の責務 ・附属機関会議の公開(規則での例外) ・市民資格委員全部又は一部の公募による選考 ・市民投票 市長が市民意思を直接問う場合に実施(別途条例) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加手続の定義・理念 ・市民参加手続の内容・時期 ・情報の公表方法 ・意見の取扱原則 ・審議会・公聴会等における市民参加手続 ・パブリック・コメント手続による市民参加 	<p>条例案の作成にあたっては、公募市民10人による「まちづくり市民会議・市民との協働部会」が15回に及ぶ検討を重ね、市長へ提言し、さらに、パブリックコメント、ワークショップを実施し、市民参加型の条例づくりを実践。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の基本理念 ・政策立案過程における具体的参加手続 ・市民と市の役割を規定 ・条例の継続的な検証と見直しの条文化

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
前文			<p>(前文)</p> <p>西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。私たち市民は、これまで両市が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識と経験を活かし、一人ひとりが輝くまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展によって、市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代となりました。市民が、まちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加を更に発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことが必要です。私たちは、このような認識のもと、市との信頼関係に基づく協働を進め、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、この条例を制定します。</p>
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市(以下「市」という。)の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
定義	(定義) 第2条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。	(定義) 第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。 3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。 4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。 (2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。 (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。 (4) 附属機関等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。 (5) 市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。 (6) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
基本原則	(市民参加の推進に関する基本理念) 第3条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。 2 市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。	(基本原則) 第3条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。 2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。	(基本原則) 第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。 (1) すべての市民が参加することができるものとする。 (2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。 (3) 市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。 (4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。
市民・市の役割	(市長の責務) 第4条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。		(市民の役割) 第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。 2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。 3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
	(市民の責務) 第5条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。		(市の役割) 第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開に努めるものとする。 2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。 3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。 4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。 5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。
市民参加手続の設定等		第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進 第1節 通則 (市民参加手続の実施) 第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。 2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。 (1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容 (2) 市民参加手続を行うことができなかった理由 (3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由	第2章 市民参加の方法 第1節 市民参加手続の設定等 第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程(以下「政策形成過程」という。)において、次節から第7節までに定める市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定 (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定 (3) 市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定 (4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定 (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの 2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条例又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条例については、市民参加手続を設定しない。 3 第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。
	<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不相当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法)及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p> <p>2 市の計画(人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)又は廃止</p> <p>3 公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不相当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃</p> <p>5 次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</p> <p>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人</p> <p>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人</p> <p>6 市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。</p> <p>7 その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動</p> <p>備考1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。</p>		

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(市民参加手続の内容及び時期)</p> <p>第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。</p> <p>2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。</p> <p>3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。</p> <p>4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。</p>	<p>第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募 (附属機関等)</p> <p>第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。</p> <p>2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。</p>
市民参加手続の設定等	<p>(会議公開の原則)</p> <p>第6条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。</p>	<p>(提出された意見等の取扱い)</p> <p>第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討しなければならない。</p> <p>2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由</p>	<p>(会議公開の原則)</p> <p>第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。</p>
	<p>(委員の市民公募)</p> <p>第7条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の公募の方法については、別に定める。</p>	<p>(公表の方法等)</p> <p>第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。</p> <p>(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表 (2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表 (3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表 (4) インターネットを利用した必要事項の全部又は概要の公表</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。</p> <p>3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>(会議録の作成及び公開)</p> <p>第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。</p> <p>2 会議録は、これを公開しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		(市民参加手続の予定及び実施状況の公表) 第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。	(市民公募) 第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。
		(制度の調整) 第10条 この章に定めるところにより市民参加手続を行った場合に法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。	(附属機関等の構成員) 第11条 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。
			(附属機関等の構成員等の公開) 第12条 市長は、附属機関等について構成員、選任区分等を毎年1回公開するものとする。
審議会		第2節 審議会等 (審議会等) 第11条 審議会等(附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。)に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。	
		(構成員) 第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。 3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。 (1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書 (2) 公募により選考された構成員がいない場合は、その理由	
		(会議の公開等) 第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。 2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。 3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。	

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(諮問事案等の公表)</p> <p>第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。</p> <p>2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。</p> <p>3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。</p> <p>(1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数</p> <p>(2) 会議の議題</p> <p>(3) 会議での検討に使用した資料等の内容</p> <p>(4) 会議における発言の内容又は議事の経過</p> <p>(5) 会議の結論</p> <p>(6) その他必要な事項</p>	
市民意見提出手続制度・パブリックコメント		<p>第3節 パブリックコメント手続等 (パブリックコメント手続等)</p> <p>第16条 パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。</p> <p>(意見の提出方法等)</p> <p>第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。</p> <p>2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。</p> <p>(公表事項)</p> <p>第18条 市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 対象とする事案の内容</p> <p>(2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項</p> <p>(3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限</p> <p>(4) 意見を提出することができる者の範囲</p> <p>(5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期</p> <p>(6) その他必要な事項</p>	<p>第3節 市民意見提出手続制度 (市民意見提出手続の実施)</p> <p>第13条 実施機関は、市民の多様な意見、情報、知識等(以下「意見等」という。)を幅広く収集する必要がある場合は、次条から第16条までに定める手続(以下「市民意見提出手続」という。)を実施する。</p> <p>(実施の公表)</p> <p>第14条 実施機関は、市民意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(意見等の提出方法等)</p> <p>第15条 実施機関は、市民の意見等を募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によるものとする。</p> <p>2 市民意見提出手続を実施した場合の意見等の提出期間は、1月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。</p> <p>3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		(準用) 第19条 市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前2条(前条第2号に掲げる事項の公表を除く。)の規定を準用する。	(検討結果の公開) 第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由
市民説明会			第4節 市民説明会 (市民説明会の開催) 第17条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり(以下「市民説明会」という。)を開催する。 (開催日時等の事前公表) 第18条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。 (資料の充実) 第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。 (開催記録の作成及び公開) 第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。
公聴会		第4節 公聴会 (公聴会) 第20条 公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。 (公聴会開催の公表) 第21条 市の機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の1月前までに、次の事項を公表するものとする。 (1) 公聴会の開催日時及び開催場所 (2) 対象とする事案の内容 (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項 (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限 (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期 (6) その他必要な事項 2 市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。	

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(公聴会の運営)</p> <p>第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。</p> <p>2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。</p> <p>(調書の作成等)</p> <p>第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。</p> <p>(1) 公聴会の開催日時及び開催場所</p> <p>(2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数</p> <p>(3) 対象とした事案の内容</p> <p>(4) 公聴会で配布された資料等の内容</p> <p>(5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2 市の機関は、公聴会が終了したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。</p>	
市民ワークショップ			<p>第5節 市民ワークショップ (市民ワークショップの開催)</p> <p>第21条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。</p> <p>第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。</p>
市民投票	<p>(市民投票の実施)</p> <p>第8条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方式、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p>		<p>第6節 市民投票 (市民投票の実施)</p> <p>第23条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p>
その他の市民参加手続		<p>第5節 その他の市民参加手続 (その他の市民参加手続)</p> <p>第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続(以下「その他の市民参加手続」という。)の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。</p>	<p>第7節 その他の手続 (その他の市民参加手続の設定)</p> <p>第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(その他の市民参加手続実施の公表)</p> <p>第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 対象とする事案の内容 (2) その他の市民参加手続の内容 (3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所 (4) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項 (5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲 (6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期 (7) その他必要な事項</p> <p>2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。</p> <p>第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進 (市民意見の積極的な把握)</p> <p>第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。</p> <p>(市民が自発的に提出した意見の取扱い)</p> <p>第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。</p>	
市民参加事業・条例等制度の見直し		<p>(制度の改善)</p> <p>第4条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。</p>	<p>第3章 市民参加事業の見直し (見直し段階における市民参加手続)</p> <p>第25条 実施機関は、政策形成過程において市民参加手続を実施したものについては、見直し段階においても市民参加手続を実施し、その結果を公表するものとする。ただし、第6条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p>

箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
	<p>第4章 市民参加制度調査審議会 (設置) 第28条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会(以下「調査審議会」という。)を置く。 (1) この条例の改正又は廃止に関する事項 (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項 (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項</p>	<p>第4章 条例の見直し (この条例の見直し) 第26条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認められる場合は見直しを行う等の措置を講ずるものとする。</p>
	<p>(委員) 第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。 (1) 学識経験者 (2) 市内において活動する団体が推薦する者 (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの (4) 市職員 2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。 4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。</p>	
	<p>(任期) 第30条 調査審議会の委員(市職員である委員を除く。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。</p>	
	<p>(会長及び副会長) 第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。 2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。 3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(会議) 第32条 会議は、会長が招集する。 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。 5 会議は、公開する。</p> <p>(庶務) 第33条 調査審議会の庶務は、企画財政部において処理する。</p> <p>(委任) 第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	
雑則・委任	(委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		第5章 雑則 (委任) 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則	附 則 この条例は、平成9年4月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。 (石狩市情報公開条例の一部改正) 3 石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。 第20条中「実施機関は」の次に「、別に条例で定めるところにより」を加える。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、既に案の策定に着手している計画、条例等であって、第2章に定める市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。